

第 11 回 堺市新型コロナウイルス対策本部会議 次第

令和 2 年 5 月 5 日 (火) 18 時 00 分～

於：本館 3 階大会議室

1. 本市の新型コロナウイルス感染症患者の状況等について 資料 1
2. 大阪府の緊急事態措置について 資料 2
3. 国・大阪府の対応を踏まえた今後の本市の取り組みについて 資料 3-1～3-4
4. 新型コロナウイルス感染症対策中における避難所の対応について 資料 4
5. その他 資料 5

参考資料

- ・大阪府対策本部資料(第 14 回 5 月 2 日開催分)
- ・新しい生活様式

第 11 回堺市新型コロナウイルス対策本部会議

1. 前回本部会議以降の状況

(1) 堺市衛生研究所での検査状況

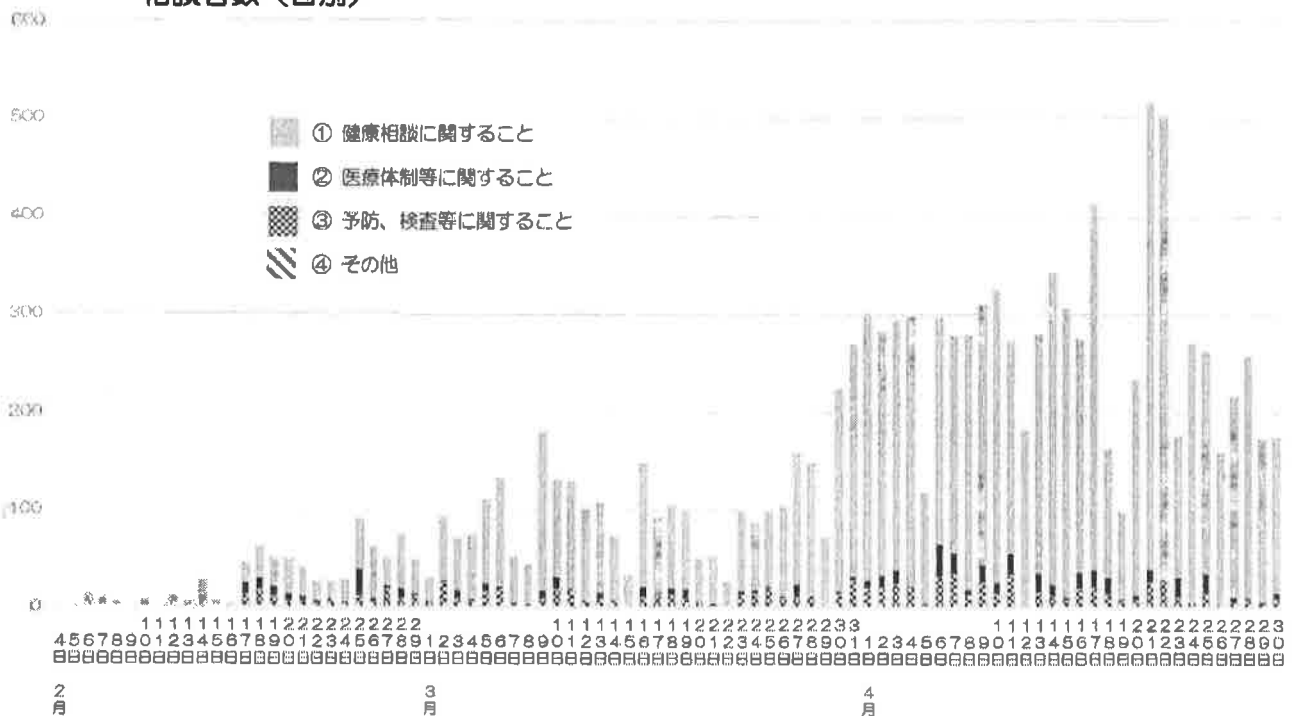
- 5月4日までの検査実施数 1,066件 (陽性:102件、陰性:964件)

※ 陽性者には堺市民以外の方も含まれているため、市内患者数とは合致しません。
当該患者は、お住いの管轄保健所にて調査実施しています。

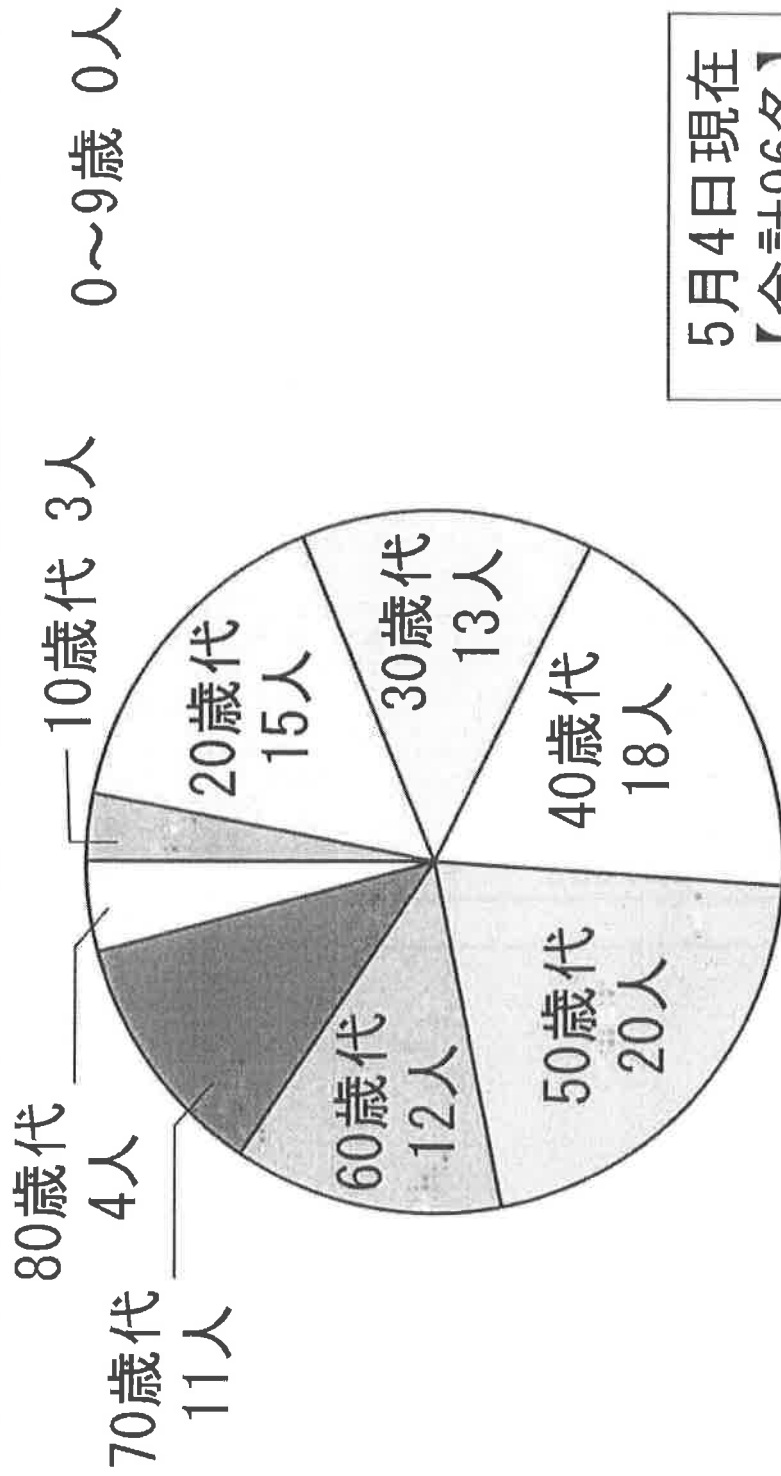
(2) 帰国者・相談者センターの相談件数

項 目		累 計 (2/4~4/30)
相 談 者 数		13,620 件
相談内容	① 健康相談に関すること	10,543 件
	② 医療体制等に関すること	593 件
	③ 予防、検査等に関すること	911 件
	④ その他	1,573 件

(件) 相談者数 (日別)



本市の新型コロナウイルス感染症患者の状況



5月4日現在
【合計96名】

感染経路	
確認	不明
35	61

入院状況	
入院等	退院等
35	58
	死亡
	3

性別	
男	女
54	42

第15回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議

日時 令和2年5月5日(火) 15時30分～

場所 本館5階 正庁の間

次 第

議 題

(1) 大阪の感染拡大の状況分析について

- ①大阪府の感染状況データに関する数理モデル分析報告【資料1-1】
- ②緊急事態宣言前後の人口増減状況【資料1-2 (参考配布)】
- ③大阪府居住者の平均移動距離の推移【資料1-3 (参考配布)】

(2) 国の方針及びそれを踏まえた府の対応について

- ①基本的対処方針(5月4日)の概要【資料2-1】
- ②5月7日以降の緊急事態措置の概要【資料2-2】
- ③府主催(共催)イベントの延期・中止、府有施設等の休館に関する考え方【資料2-3】
- ④学校に係る臨時休業の措置について【資料2-4】

(3) 自粛要請・解除の考え方について

- ①府独自の基準に基づく自粛要請・解除の基本的な考え方(案)【資料3-1】
- ②府専門家会議の座長・副座長、オブザーバーの意見(自粛要請・解除)【資料3-2】
- ③諸外国における自粛要請・解除の考え方【資料3-3 (参考配布)】

2020年5月3日

大阪府の感染状況データに関する数理モデル分析報告

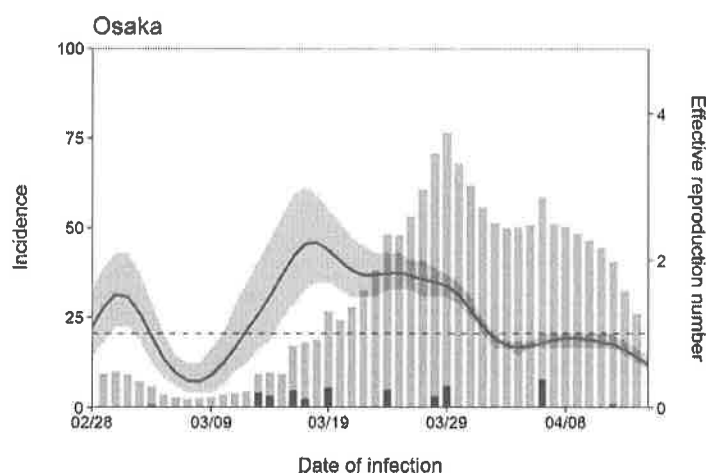
厚生労働省新型コロナウイルス対策本部クラスター対策班

1. 概要

大阪府における感染時刻別の実効再生産数の推定を行った。現時点までに実効再生産数は1を下回っているが首都圏や他の都市部と比較して減少速度が遅い。更に接触を削減することが求められる。また、安定的に流行が起こる傾向があり、lift upの際にはハイリスク環境の休業など徹底した対策を要する。

2. 実効再生産数

図の通り推定を実施した。最大時点は3月18日の2.2(95%信頼区間:1.7、2.9)、4月14日時点では0.7(95%信頼区間:0.6、0.8)と推定された。推定感染者数のピークは3月29日の71人であり、4月の緊急事態発令までは1日あたり50人の新規感染状況が続いた。宣言直後の実効再生産数は1を割ったものの、0.9以上で経過しており、接触削減が十分でないまま経過したことや院内・施設内感染が複数発生したことが影響していると考えられる。実効再生産数に著変が起こっておらず、安定的に流行し得る環境と考えられる。

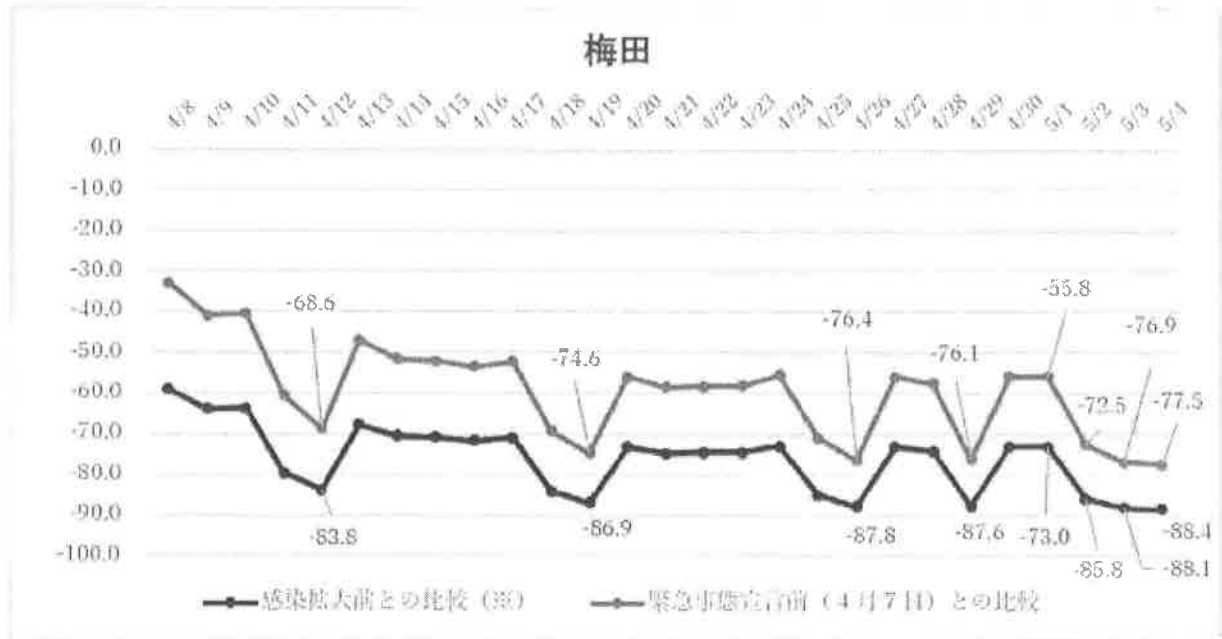


3. 考察

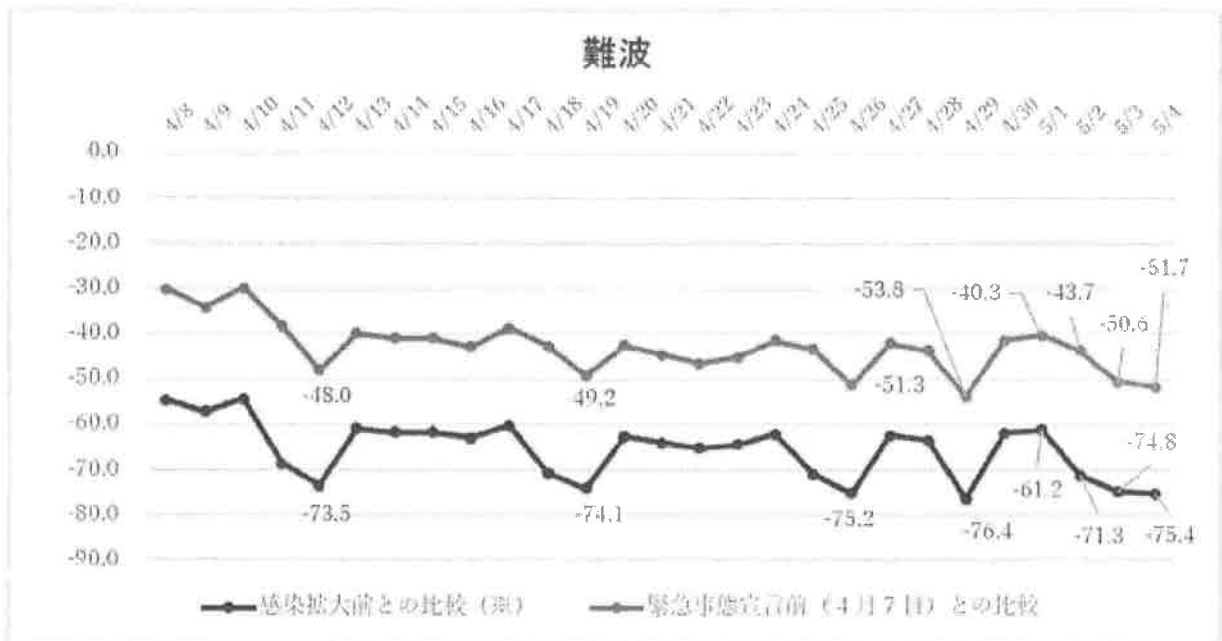
- (1) 首都圏など他の都市部と比較して、**実効再生産数の低下度合いが十分でない傾向が強い。流行が遅延する傾向にあり、緊急事態宣言下は更に接触を削減する努力が求められる。**飲食店休業や通勤自粛の要請など、府専門家と相談の上で強固な対策を検討いただきたい。
- (2) 実効再生産数が安定的に経過する傾向があり、感染者数が一定数で経過しやすいことや、その背景として大きく人の接触行動が変化していないことを反映していると考えられる。現状では特定警戒地域からの解除シナリオを考え難く、**再流行のリスクが高い地域の1つ**である。特定地域への**移行後もハイリスク環境の休業など、徹底した対策を要する。**

緊急事態宣言前後の人口増減状況について

(出典：NTT ドコモ「モバイル空間設計」分析レポート)



梅田については、平日で、感染拡大前との比較で7割程度の減少



難波については、平日で、感染拡大前との比較で6割程度の減少

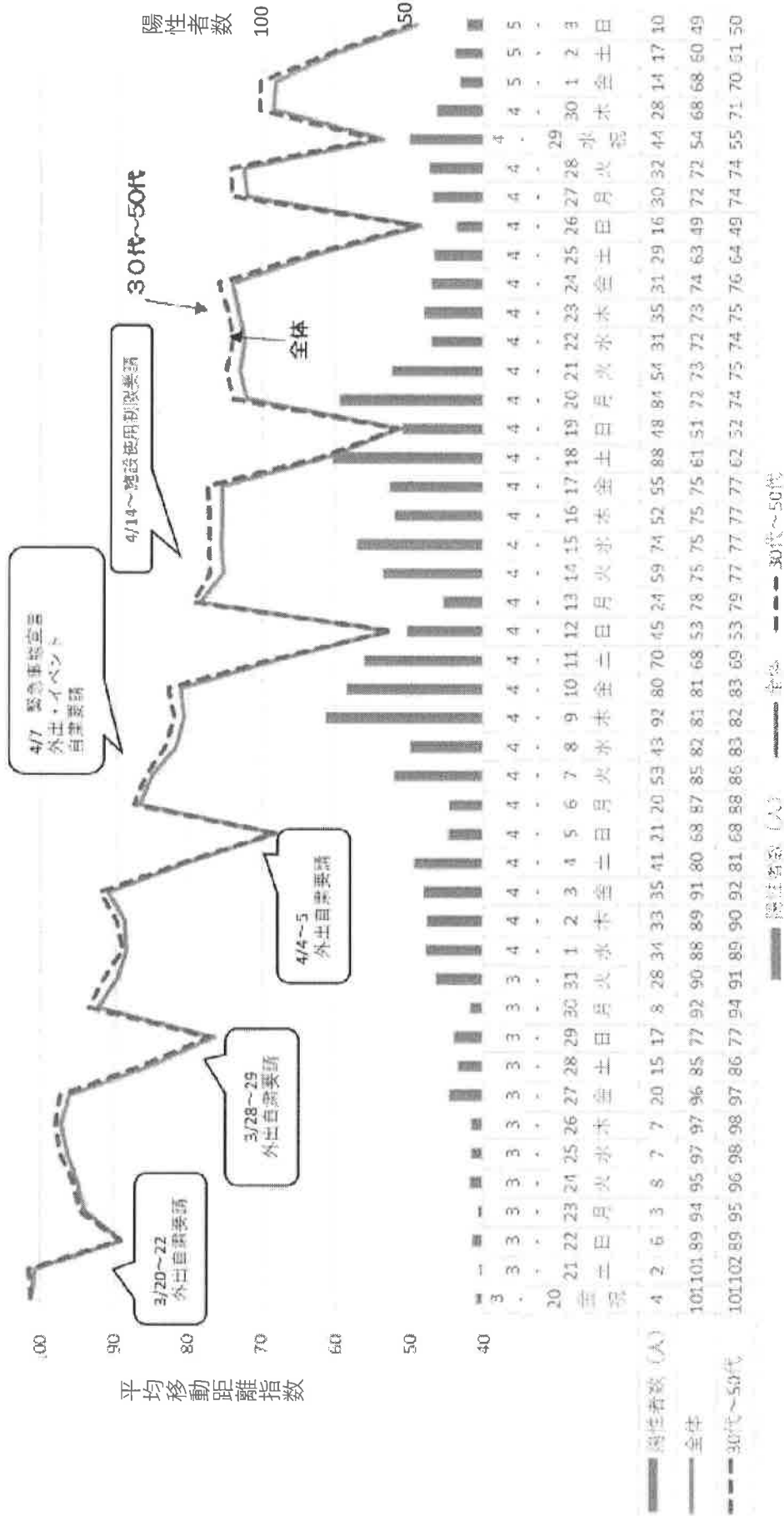
※ 4月12日までは、2019年11月平均との比較。

4月13日以降は、2020年1月18日(土)～2月14日(金)4週間の平均との比較。

(平日は平日平均と、休日は休日平均との比較)

大阪府居住者の平均移動距離の推移

平均移動距離は感染拡大前に比べ平日で7割程度、休日で5割程度へと徐々に減少



※平均移動距離指数：大阪府居住者の1月6日から31日の平日と休日のそれぞれの平均距離を100に指数化したもの

※陽性者数：大阪府集計 平均移動距離指数：ヤフー・データソリューション調べ

基本的対処方針（5月4日）の概要

資料2-1

	特定警戒都道府県 (大阪府を含む13都道府県)	「特定警戒都道府県」以外 (34県)
外出	接触機会の「最低7割、極力8割低減」を目指し、自粛要請	一部を除いて自粛要請せず
府県をまたいだ帰省や旅行	現にクラスターが発生している繁華街の接待を伴う飲食等	自粛を要請
催物（イベント）	開催の自粛を要請	比較的少人数のイベントは適切に対応
施設の使用制限	施設の使用制限を要請 (地域におけるまん延状況等に応じて、知事が適切に判断)	地域の実情に応じて判断 (現にクラスターが発生している施設、「3密」の施設は使用制限の要請を検討)
博物館、美術館、図書館、屋外公園	入場制限など感染防止策を講じることを前提に開放可能	
出勤	出勤者数の7割削減を目指し在宅勤務などを働きかけ	(7割削減は目標とせず) 在宅勤務などの推進を働きかけ
学校	地域の感染状況に応じ、段階的に学校教育活動を再開	
保育所、放課後児童クラブ	医療従事者やひとり親の子ども等の保育を確保しつつ保育の縮小や臨時休園を実施	

5月7日以降の大阪府緊急事態措置の概要

資料2-2

① 区域 大阪府全域

② 期間 令和2年5月7日から令和2年5月31日まで

緊急事態措置については、5月15日に、府独自の基準に基づく自粛要請・解除及び対策の基本的な考え方【大阪モデル】を踏まえ、段階的解除を判断。

③ 実施内容（現在の実施内容を継続）

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条「感染を防止するための協力要請」及び特措法第24条「都道府県対策本部長の権限」により、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、以下の対応を実施。

- 外出自粛の要請（特措法第45条第1項）
府民に対し、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活の維持に必要な場合を除き、外出自粛を要請。
- イベントの開催自粛の要請（特措法第24条第9項）
イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請。
- 施設の使用制限の要請等（特措法第24条第9項）
多数の者が利用する施設の管理者等に対し、施設の使用制限等を要請。
⇒ 学校（大学等を除く）は、児童生徒等の心身の健康観察を行うとともに生活習慣や学習状況等を把握し、再開後の教育活動を円滑に実施するため、登校日を設定。

外出自粛要請（特措法第45条第1項）

- 府民に対し、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として自宅から外出しないことを要請。
- 特に、密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が重なる場、いわゆる「3つの密」がより濃厚に重なる夜の繁華街への外出自粛を強く要請。

【生活の維持に必要な場合（例）】

※感染防止策を講じた上で、必要最小限の人数での活動が前提

- 物資調達・・・食料・医薬品・生活必需品の買い出し
- 健康維持・・・医療機関への通院、屋外での運動・散歩
- 仕事・・・職場への出勤
⇒ただし、在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の取組みを強く要請。
 感染防止のための取組みと「3つの密」を避ける行動を強く要請。
- その他・・・銀行、役所など

イベントの開催自粛要請（特措法第24条第9項）

▶ イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請。

【自粛を要請する内容】

○開催規模：大小を問わない

○場所：屋内、屋外を問わない

○種類・内容：生活の維持に必要なものを除く全てのイベント

（具体例）

祭礼・地域行事、文化的イベント（コンサート、演劇、発表会等）、
催事（物産展、展示会、販売促進会、フリーマーケット等）、式典、講演会・研修会、スポーツ行事 等

※ただし、公営住宅の入居説明会・抽選会、事業者を対象とした小規模の研修会等、生活の維持に必要なものについては、感染拡大防止策を講じた上での実施を要請

施設の使用制限の要請等 (特措法第24条第9項)

▶ 多数の者が利用する施設の管理者等に対し、施設の使用制限等を要請。

【実施内容】

- 1 基本的に休止を要請しない施設【社会生活を維持する上で必要な施設、社会福祉施設等】
⇒ 適切な感染防止対策の協力を要請 (特措法第24条第9項)
- 2 基本的に休止を要請する施設
 - (1) -1 特措法による要請を行う施設【遊興施設、劇場等、集会・展示施設、運動・遊技施設、文教施設】
⇒ 施設の使用制限等の要請 (特措法第24条第9項)
⇒ 応じない場合、特措法第45条第2項・第3項による個別の要請・指示も検討 (施設名を公表)
 - (1) -2 特措法による要請を行う施設 (床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設)
【大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設】
⇒ 施設の使用制限等の要請 (特措法第24条第9項)
⇒ 応じない場合、特措法第45条第2項・第3項による個別の要請・指示も検討 (施設名を公表)
 - (2) 特措法によらない協力依頼を行う施設 (床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設)
【大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設】
⇒ 特措法によらず、施設の使用制限等の協力を依頼

実施内容

1 基本的に休止を要請しない施設 ※適切な感染防止対策の協力を要請（特措法第24条第9項）

(1) 社会生活を維持する上で必要な施設

	施設の種類
医療施設	病院、診療所、薬局 等
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター、スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等 ※スーパーマーケット等については、別途、感染拡大防止に向けた協力を要請。
食事提供施設	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店 等（宅配・テークアウトサービスを含む。） ※但し、営業時間については、午前5時～午後8時の間の営業を要請し、酒類の提供は午後7時までとすることを要請。（宅配・テークアウトサービスは除く。）
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿 等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等） 等
工場等	工場、作業場 等
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、美容、ランドリー、ごみ処理関係 等

※「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年4月16日改正）を踏まえた整理

(2) 社会福祉施設等

	施設の種類
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ（学童保育）、介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設

⇒通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り、利用の自粛を要請（特措法第24条第9項）

2 基本的に休止を要請する施設

(1) - 1 特措法による要請を行う施設

施設の種類	内 訳	要請内容
①遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、スーパースタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等	施設の使用制限等の要請 (特措法第24条第9項) ⇒応じない場合、 特措法第45条第2項・第3項による 個別の要請・指示も検討 (施設名を公表)
②劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	
③集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場	
④運動施設、遊技施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場 等	
⑤文教施設	学校 (大学等を除く。) ※再開後の教育活動を円滑に実施するため、登校日を設定	

(1) - 2 特措法による要請を行う施設 (床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設)

施設の種類	内 訳	要請内容
①大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等	施設の使用制限等の要請 (特措法第24条第9項) ⇒応じない場合、
②博物館等	博物館、美術館、図書館	特措法第45条第2項・第3項による 個別の要請・指示も検討 (施設名を公表)
③ホテル又は旅館	ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に限る。)	
④商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	

(2) 特措法によらない協力依頼を行う施設（床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設）

施設の種類の	内 訳	要請内容
①大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業 博物館、美術館、図書館	特措法によらず、施設の使用制限等の協力を依頼 ⇒床面積の合計が1,000㎡超の施設に対する施設の使用停止要請（休業要請）の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼
②博物館等	博物館、美術館、図書館	
③ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
④商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービスマニヤを営む店舗 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業	

○スーパーマーケット等における感染拡大防止に向けた協力の要請

1 事業者に対する要請

- 妊婦・高齢者・障がい者・ヘルプマークを付けた方が優先的に入店できる時間帯（1時間程度）の設定
- レジの行列で並ぶ位置の指定
- 曜日・時間帯による特売やポイントアップのできる限りのとりやめ
- 利用者同士の距離が2m程度を保てないなど、混雑時の入場制限を実施

2 府民に対する要請

- 家族連れを避け、必要最小限度の人数で買い物に行くこと
- 入店の際は、マスクの着用など咳エチケットに留意すること

【現行の措置】

府民の感染リスクを減らすため、イベントや府有施設について、以下の措置を実施中（令和 2 年 5 月 6 日まで）

- ① 府主催の府民が参加するイベントや集会について、原則、開催中止又は延期
- ② 府有施設のうち、不特定多数の方が集まる屋内の集客施設の原則休館
- ③ 府有施設のうち、貸館・貸会議室、体育館・競技場、公園にある体育館・テニスコート等の貸施設の原則休館
(府が管理する公園の駐車場を 4 月 29 日から閉鎖)

【今後の対応（案）】

緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたことから、上記措置を令和 2 年 5 月 3 1 日まで継続

- ※ 措置の内容については、5 月 1 5 日に、府の緊急事態措置の内容を踏まえ、段階的解除を判断
- ※ 府が管理する公園の駐車場は、5 月 6 日で閉鎖を終了

※ 府有施設の利用をキャンセルした場合の利用料金の取扱い等については、第 8 回大阪府コロナウイルス対策本部会議で示した方針を継続（別紙 1）

【基本的な考え方】

- 大阪府からの、イベント・集会の自粛要請に協力いただいたことから、**府民（利用者）の負担はできる限り少なくなるよう対応する**
- **指定管理者や事業者の負担についても、府としてできる範囲で対応する**

【分類ごとの基本方針】**■府有施設の利用をキャンセルした場合の利用料金**

⇒府の自粛要請によりキャンセルされた案件については、利用料金は徴収せず、徴収済みの場合は利用者に還付する。
キャンセル料相当額については、府が負担。
指定管理者に委託している場合は、府が指定管理者に補填。

■府有施設の休館中の利用料金（入館料等）

⇒休館中に得られなかった利用料金（入館料等）相当額は府が負担。
指定管理者に委託している場合は、府が指定管理者に補填。

■府主催・共催イベントを中止した場合の費用

⇒中止時点までに要した準備費用を府が負担。（共催の場合は、共催者間で協議して判断。）

■イベントや整備事業の中止等の際の府補助金

⇒中止の場合：中止時点までに要した準備経費を対象に、府は補助率を上限として補助。
延期の場合：事業期間延長に伴う費用増を対象に、府は補助率を上限として補助。

■建設工事等の休止に伴う増加費用

⇒府が負担。

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（第12回）状況分析・提言（案）

（令和2年5月1日）【抜粋】

4. (3) 引き続き、「徹底した行動制限」が求められる地域における留意事項
 - 感染状況が厳しい地域では、新規感染者数が一定水準に達するまで、引き続き、「徹底した行動制限」が求められる。
 - 他方で、対策の長期化に伴い、市民生活への多大なる悪影響や、「自粛疲れ」が懸念される。感染拡大を収束に向かわせていくためには、市民の持続可能な努力を求めていく必要があることから、特に社会的に必要性が高い活動であり、かつ様々な工夫により感染リスクを十分に下げられる事業などについては、制限を一部徐々に緩和していくことも検討していく必要がある。
 - その一例として、学校や公園等の取扱いについて検討していく必要がある。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月4日）【抜粋】

- (3) まん延防止（5）学校等の取扱い
 - 文部科学省は、「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」及び5月1日に発出した「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」等において示した臨時休業の実施に係る考え方について周知を行い、地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開し、児童生徒等が学ぶことができる環境を作っていく。
 - 都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の措置について

(政府の「緊急事態宣言」延長期間 (令和2年5月11日 (月) から5月31日 (日) まで) の対応)

「学校における新型コロナウイルス感染症の対策に関する懇談会」提言

(令和2年5月1日) 【抜粋】

- 現在のように、学校における感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、学校に子供が通うことは困難であり、このような状態が長期間続けば、子供の学びの保障や心身の健康などに関して深刻な問題が生じることとなる。
- 社会全体が、長期間にわたりこの新たなウイルスとともに生きていかなければならないという認識に立ち、その上で、子供の健やかな学びを保障することの両立を図るため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ段階的に実施可能な教育活動を開始し、その評価をしながら再開に向けての取組を進めていくという考えが重要である。

文部科学省「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」(通知) (令和2年5月1日) 【抜粋】

- 新型コロナウイルス感染症対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく緊急事態宣言の対象区域とされるなどに伴い、学校の臨時休業を続けるを得ない地域においても、ICTを最大限活用しながら、感染症対策を徹底した上で、分散登校(児童生徒を複数のグループに分けた上でそれぞれが限られた時間、日において登校する方法)を行う日を設定することにより、段階的に学校教育活動を再開し、全ての児童生徒が学校において教育を受けられるようにしていくことが重要である。

府立学校

1 措置について

5月11日(月)から5月31日(日)までの間を臨時休業とする。

- ・ 臨時休業の期間や範囲等については、国の緊急事態宣言や府域の感染状況により変更する場合があります。

2 臨時休業期間中の対応

新型コロナウイルス感染症にともなう臨時休業が長期に及ぶことから、児童生徒等の心身の健康観察を行うとともに生活習慣や学習状況等を把握し、再開後の教育活動を円滑に実施するため、登校日を設定する。

- (1) 児童生徒等に対し週に1～2回の登校日を設定する。
 - ※ 府立高校は、5月11日からの第1週目は1回とし、段階的に回数を増やしていく。
 - ※ 支援学校は、週に1回の登校日から開始し、障がい種別の状況に応じて対応する。
 - ※ 登校しない場合でも、欠席扱いとはしない。
- (2) 登校時には児童生徒等の心身の健康状態を把握する。
- (3) 学校行事や通常の授業、部活動は行わず、毎週の学習課題の提示や学習状況の確認を行う。
また、感染拡大防止のための措置を講じたうえで、健康診断、オリエンテーション等を実施することができる。
- (4) 新入生については、学校生活に慣れるという観点で内容等で工夫する。また、最終学年の児童生徒については、進路に係る不安に配慮した、丁寧な対応に努める。
- (5) 1教室あたりの人数は10人～15人程度とし、分散登校により行う。また、活動終了後は速やかに下校させる。
分散登校の例：・1年：月曜日 午前：奇数クラス 午後：偶数クラス
・支援学校では、学部や学年毎に曜日を変える 等
- (6) 公共交通機関を利用する児童生徒等が、混雑時を避けることができるよう、登下校時間を設定する。支援学校の通学バスは運行する。
- (7) 学校での滞在時間は2時間程度とする(個別対応が必要な場合は、1時間以内で延長)。

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の措置について
(政府の「緊急事態宣言」延長期間(令和2年5月11日(月)から5月31日(日)まで)の対応)

市町村立学校

1 措置について

5月11日(月)から5月31日(日)までの間を臨時休業とする。

- ・臨時休業の期間や範囲等については、国の緊急事態宣言や府域の感染状況により変更する場合があります。

2 臨時休業期間中の対応

① 登校日について

- (1) 児童生徒等に対し、登校日を設定する。 ※5月11日の第1週目は1回とし、段階的に週2回程度に増やしていく。
- (2) 分散登校とするため、学年や学級ごとに登校する曜日等を決める。登校しない場合でも欠席扱いとはしない。
- (3) 1学級を2～3教室に分割するなど、1教室あたりに参集する人数は10～15人程度とする。
- (4) 学校での滞在時間は2時間程度とする(個別対応が必要な場合は、1時間以内で延長)。
- (5) 登校時には児童生徒等の心身の健康状態を把握し、必要な対応を行う。
- (6) 新入生が学校生活に慣れること、また、卒業学年児童生徒が進路等に不安がないよう配慮する。
- (7) 学校行事、通常の授業や部活動は行わず、学習課題の提示や確認、軽い運動やリクリエーション等を行う。一度に多くの児童生徒が集中して登校しないよう、学年の人数等により登校日を設定。受け入れ準備と登校日における子どもの対応を教職員で共通理解を図り、子どもの安心・安全を守るための組織的な対応を要請。

例) 《小学校》

月木：1・4・6年 月木：奇数クラス
火金：2・3・5年 火金：偶数クラス

《中学校》

- ・不足教員は担任児童生徒が登校していない学年・学級の教員が補う。
- ・登下校時は地域の見守りを要請する等、安全を確保する。

② 子どもの居場所の確保

- ・登校時間以外(登校日以外も含む)は、3年生以下の子どもの居場所の確保を要請。

③ その他

- ・感染拡大防止のための措置を講じたうえで、運動場の開放、学校図書館での貸し出し機能の活用等、子どもの活動の場の工夫を要請。

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の措置について

(政府の「緊急事態宣言」延長期間(令和2年5月11日(月)から5月31日(日)まで)の対応)

3 登校日における注意事項(府立学校、市町村立小中学校共通)

- ・ 原則、自宅を出る時点から帰宅するまでマスクをつける
- ・ こまめな手洗いを徹底する
- ・ 教壇から児童生徒までの距離を開ける
- ・ 一教室当たりの人数(10～15名程度)、席配置の工夫、机や椅子等児童生徒が共通に触れる物の清拭等に留意する
- ・ 音楽など飛沫が飛ぶ可能性の高い内容や、体育における人と人が接触するような活動等は行わない
- ・ 発症が疑われる場合の対応をあらかじめ定めておく(急な発熱の場合、個室を用意するなど)
- ・ 児童生徒の家族に濃厚接触者がいる場合の登校等については、個別に対応する

4 登校日中止に関する取扱い基準(府立学校、市町村立小中学校共通)

- ・ 教職員や児童生徒に陽性者が発現、かつ学校内に当該陽性者に係る濃厚接触者が存在する場合
➔ 当該校のみ登校日を中止とする

府立学校、市町村立学校における、新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の措置（登校日の設定）についてのご意見

委員	意見
掛屋副座長	<p>児童生徒の心身の健康観察と教育活動再開に向けて、週1～2回の臨時の登校日を設け、今後段階的に回数を増やしていくことに賛成である。対応案に提示されるように人数を制限した分散登校や時間制限等の対策がポイントと考える。現在、大阪府下の新型コロナウイルス感染症患者は低下傾向にあるため、学校における臨時休業からの再開が試みられるべき時期と考えるが、大阪府は地方に比較すれば人口も多く、再流行のリスクが極めて高い都市である。再度大阪府下の患者が増加に転じるときがあれば、速やかに休業措置を実施できるように基準等を決めておくことが必要と考える。</p>
砂川オプザーバー	<ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時の登校日を設け、安全性などを検証しながら、今後段階的に登校日や学校滞在時間を増やしていくことには賛成である。その前提として、国内・府内の流行状況を十分に把握し評価すること、また、小児における本ウイルス感染の知見（小児における感染・発症の頻度、特に無症状が多いのか等々）を常に収集・アップデートしていくことが必要である。 ○ 小学校再開は対面教育の必要性が他に比べて著しく高いと考えられることから、優先順位が高いと考える（最初の再開対象でも良いぐらい）。また、オンライン授業可能な年齢の学校（中学校・高校等）についてはその準備を強化し、対面授業の再開を急がないことが長期的に重要と考える。 ○ 諸外国のなかには、新型コロナウイルス感染症発生状況を踏まえ、登校するか否かは保護者の判断に委ねている国もある。 ○ 児童・生徒の登校に際してはマスク着用を確実に持ってもらう。また、学校においては手洗いやなどの衛生教育を徹底する。 ○ 近年の国内における経済格差の増大・外国人労働者増加の状況を受けた対応が必要である。感染予防は広く行われ効果がある点からも、マスクやタブレット等について、準備困難な家庭に対して行政が配布を行うなどの対応が望まれる。 ○ 学校生活においても、クラスの人数制限、席配置の工夫、着席前の手洗い、机や椅子の清拭等の感染防止対策を講じることが求められる。 ○ 家人が、1）新型コロナウイルスに感染したことが判明した時、2）感染が判明しているわけでは無いものの有症状時（発熱等）に無症状の児童・生徒の登校をどう考えるかについては、整理しておくことが望ましい。 ○ 学校再開については、取り組みの効果や安全性検証ができるのは14日程度後であることを踏まえることが必要かもしれない（5月の学校休業の効果を見れるのは6月中旬頃となる）。この点からも先に小学校を再開し、2週間後に中学・高校を再開するなどの方策もあるかもしれない。

府独自の基準に基づく自粛要請
解除の基本的な考え方（案）

【大阪モデル】

5月5日 健康医療部

I 府独自の基準に基づく自粛要請・解除及び対策の基本的な考え方（案）【大阪モデル】

【大阪モデル】

- ① 客観的なモニタリング指標の設定
- ② 指標の見える化により府民の行動変容を促す
- ③ 基準に基づく自粛要請・解除な段の対策を段階的に実施
- ④ 陽性者数等を踏まえた必要な感染拡大防止策の実施（クラスター対策、検査体制や医療提供体制の充実等）



-----: 今後の感染者数の推移 (イメージ) -----: 対策を講じなかった場合の感染者数の推移 (イメージ)

-----: 緊急事態宣言 4/7～ ⇒段階的に自粛要請等

警戒信号 原則7日間連続消灯 ⇒段階的に自粛解除

警戒信号点灯 ⇒段階的に自粛要請等

警戒信号 原則7日間連続消灯 ⇒段階的に自粛解除

Ⅱ 新型コロナウイルス感染症におけるモニタリング指標と警戒基準の考え方（案）

- 感染拡大状況を判断するため、府独自に指標を設定し、日々モニタリング・見える化。
- また、各指標について、「感染爆発の兆候」と「感染の収束状況」を判断するための警戒基準を設定。今月中旬に国で検討される判断基準を踏まえて最終決定。
- ⇒ 以下の①～③の警戒信号全てが点灯した場合、府民への自粛要請等の対策を段階的に実施。
- ⇒ 以下の②～④の警戒信号全てが原則7日間連続消灯すれば、自粛等を段階的に解除。

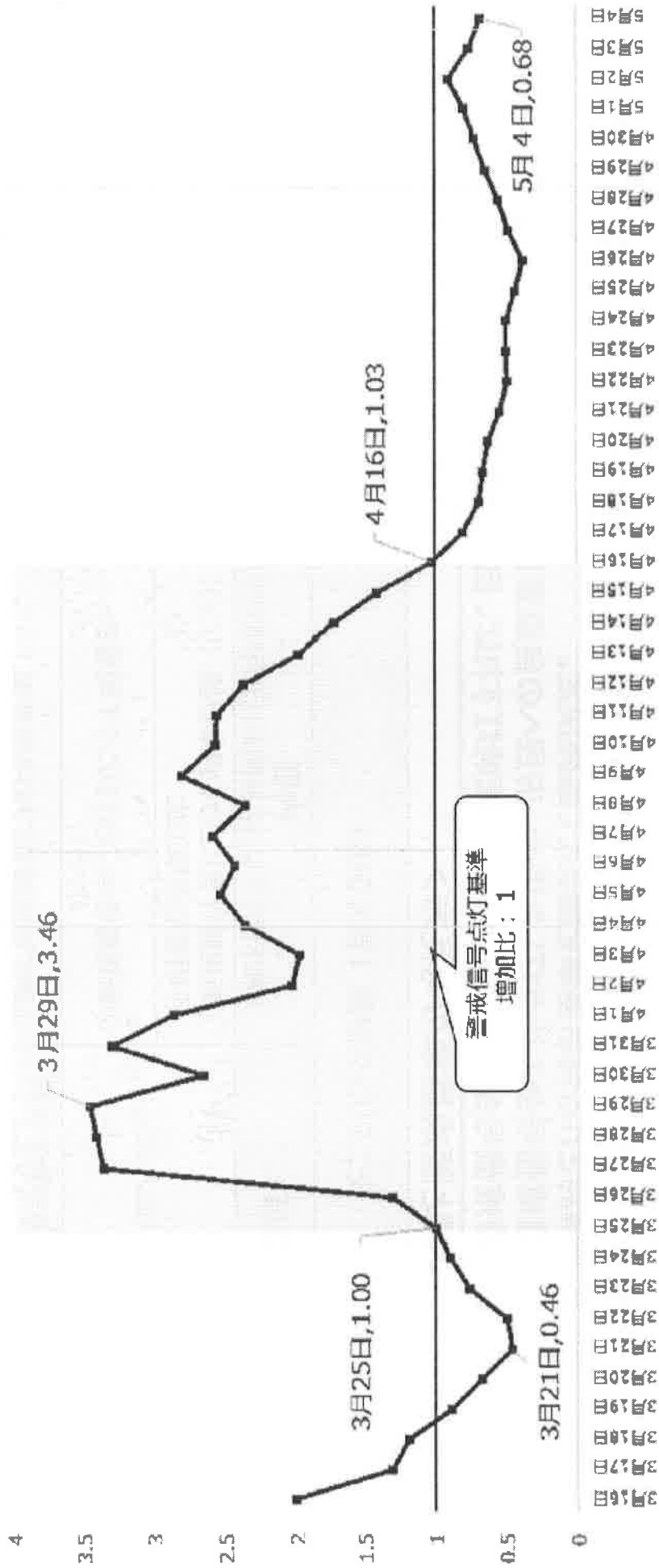
＜モニタリング指標と警戒基準の考え方＞

モニタリング指標（見える化）		警戒信号 点灯基準	警戒信号 消灯基準
分析事項	内容		
(1) 市中での感染拡大状況	※病床使用率以外の指標は7日間移動平均	1以上	—
	①新規陽性者における感染経路（リンク）不明者前週増加比	5～10人以上	10人未満
(2) 新規陽性患者の発生状況 検査体制のひっ迫状況	②新規陽性者におけるリンク不明者数	7%以上	7%未満
	③確定診断検査における陽性率	—	60%未満
(3) 病床のひっ迫状況	④患者受入重症病床使用率		

※1 警戒基準等は、3月末の感染爆発の兆候が見られた際の実績値等に基づき設定。

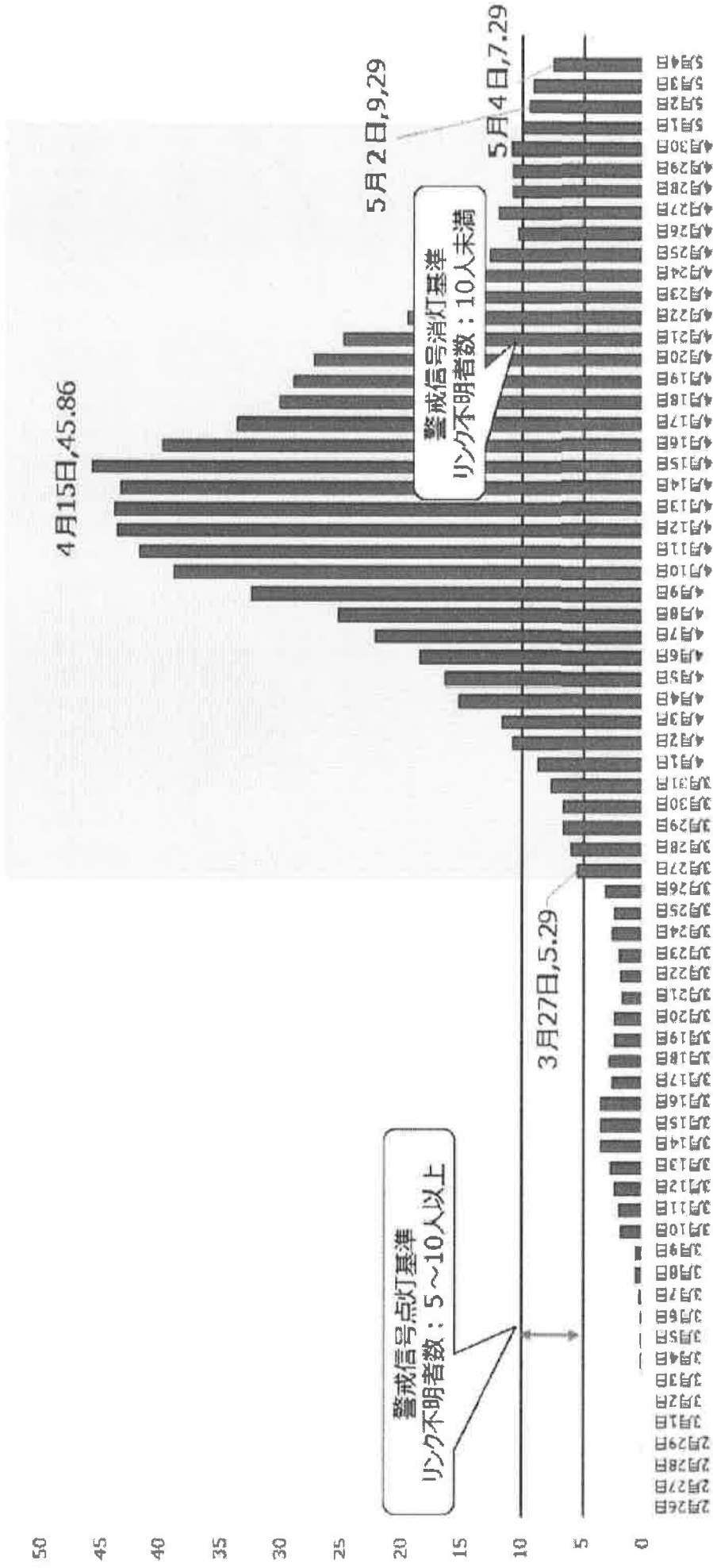
※2 今後、患者発生状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討。

(1) 市中での感染拡大状況 (①新規陽性者におけるリンク不明者前週増加比)



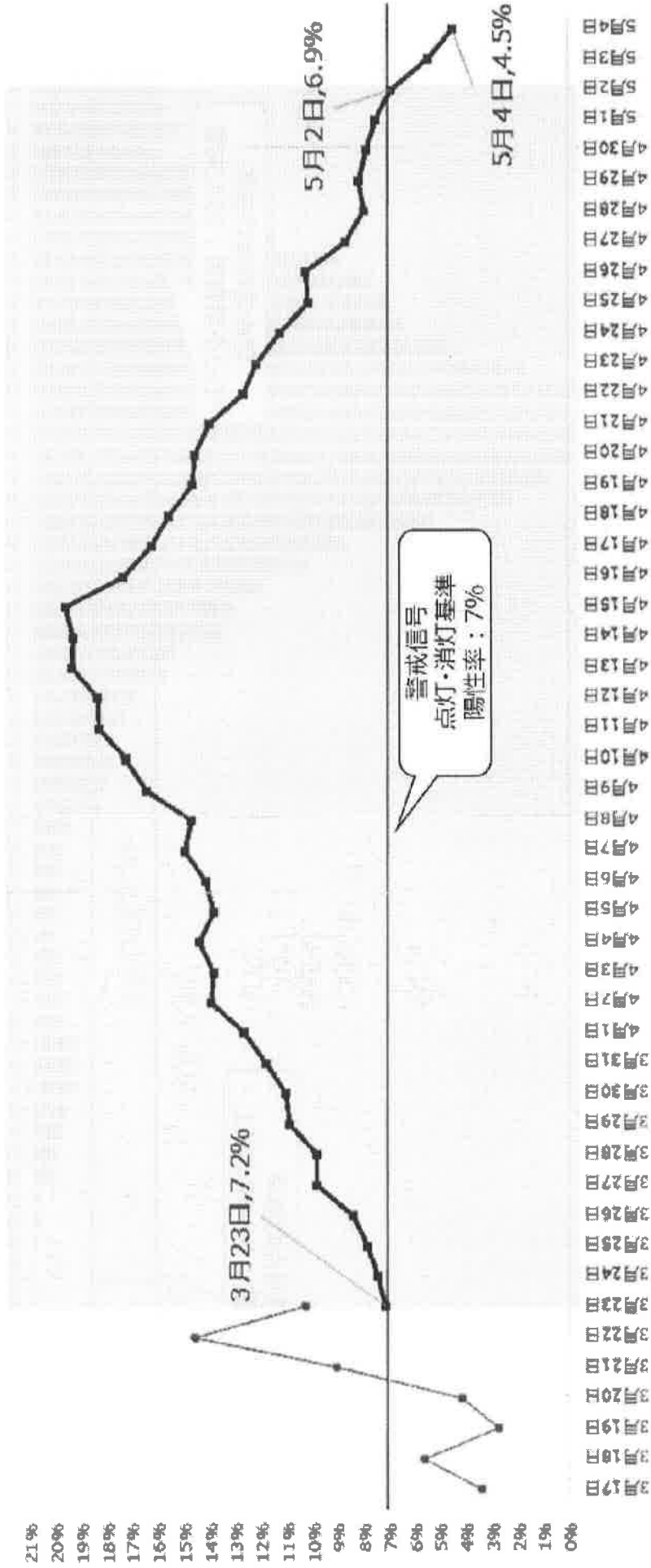
●—新規陽性者におけるリンク不明者の7日間移動平均の前週比

(1) 市中での感染拡大状況 (②新規陽性者におけるリンク不明者数)



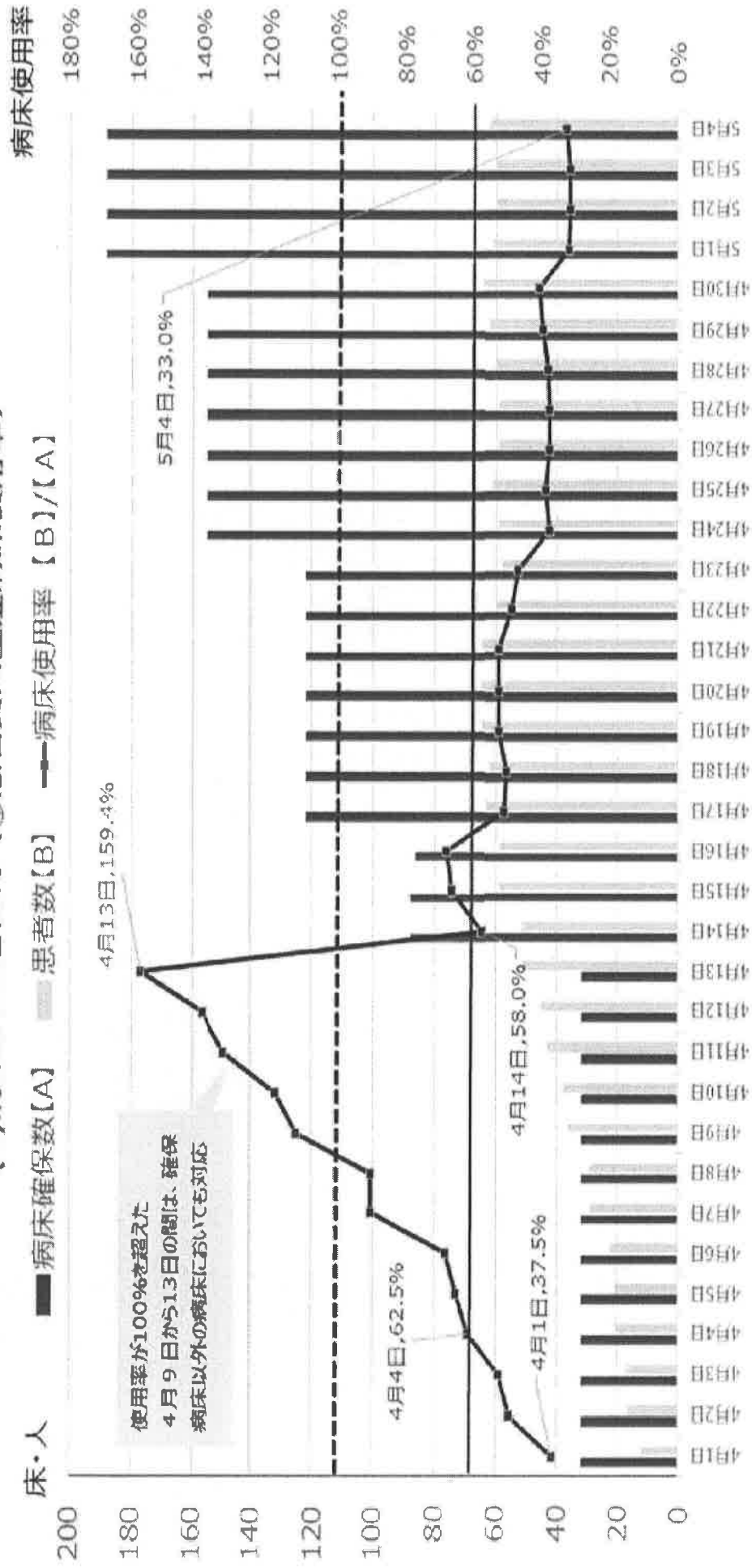
■ 新規陽性者におけるリンク不明者の7日間移動平均

(2) 新規陽性患者の発生状況・検査体制のひっ迫状況 (3) 確定診断検査における陽性率

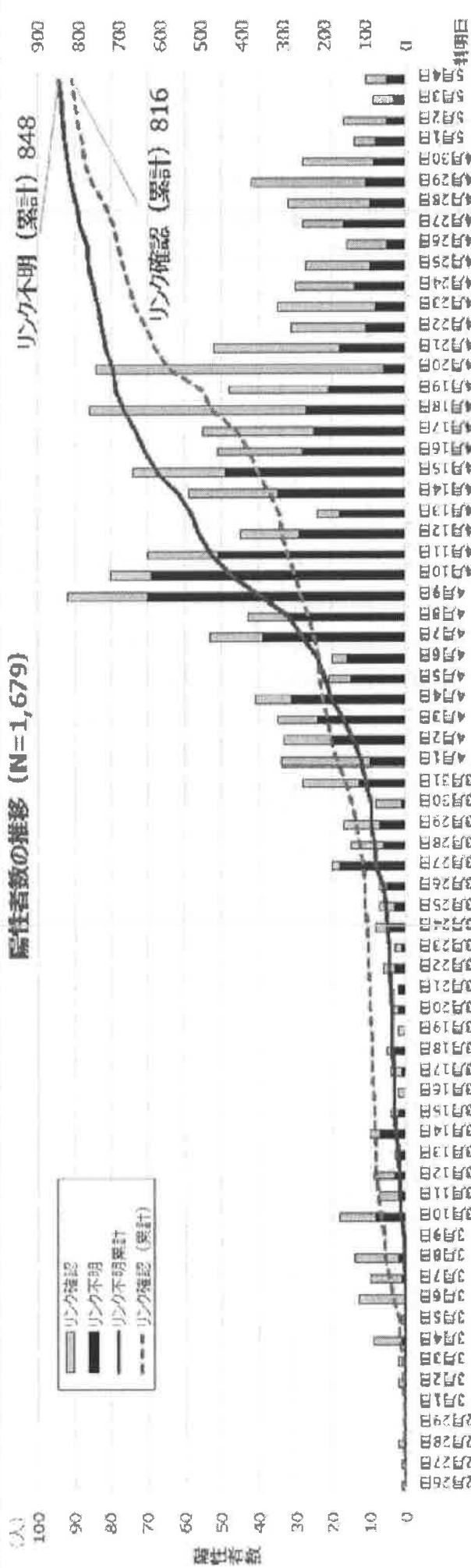


→ 確定診断における陽性率 (～22日まで) → 確定診断における陽性率の7日間移動平均

(3)病床のひっ迫状況 (④患者受入重症病床使用率)



新型コロナウイルス感染症 警戒基準への過去の評価 ※判明日別

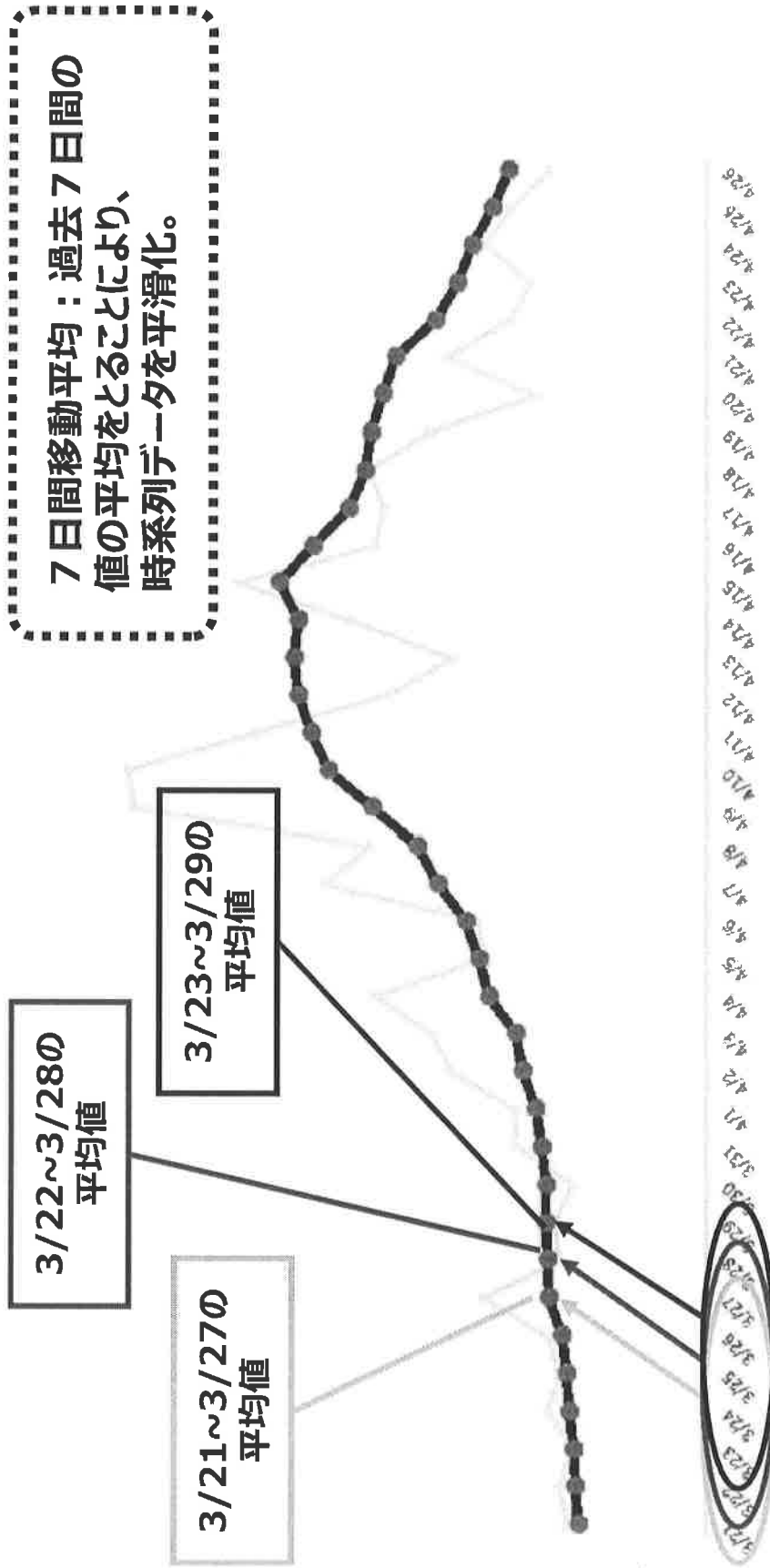


【モニタリング指標ごとの警戒信号点灯・消灯の状況】 ①新規陽性者におけるリンク不明者前週増加比 ②新規陽性者におけるリンク不明者数 ③確定診断検査における陽性率 ④患者受入重症病床使用率

指標	23	24	25	26	27	28	29	30	31	4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9	4/10	4/11	4/12	4/13	4/14	4/15	4/16	4/17	4/18	4/19	4/20	4/21	4/22	4/23	4/24	4/25	4/26	4/27	4/28	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4			
①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
②	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
④	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

●：点灯 ○：消灯

(参考) 7日間移動平均とは



府独自の基準に基づく自粛要請・解除及び対策の基本的な考え方（案）【大阪モデル】についての専門家のご意見

委員	意見
朝野座長	<p>モニタリング指標①と②が絶対数なのに対し、③と④は相対的な数値であることに最初は戸惑いますが、実はこの点が重要で、③は PCR の件数を増やす目安、④は増床を強く働きかける目安、というようにこれらの指標が基準を超えた場合には、③と④は基準以下になるように働きかけができる、しなければならぬ改善指標となります。</p> <p>①と②はアクション開始の指標としてとらえることができます。①は府民に対する自粛の要請、②はクラスター対策の人員増の対応など、アクションを始める指標で、それぞれの指標に対して、発症数を減少させるためのアクションが必要になります。</p> <p>そのような意味で、これらの指標は固定されたものではなく、数値を下げるために対応のスタートや体制の整備の指標となると考えれば、よく練られた指標となつていきます。</p> <p>重症病床 70%は現場ではかなり厳しい状況です。もう一人重症者が来ると、逼迫します。その前に病床をとにかく増やすことに注力することになりますので、60%くらいを目安にした方がよいと思います。</p> <p>警戒信号点灯・消灯の基準は、「感染爆発の兆候」と「感染の収束状況」を判断するため指標としてばかりではなく、各項目の基準を超えた場合に、個々に必要な感染対策を実施する指標とする。</p> <p>①は、市中における感染拡大を早期に探知する基準であり、早期に府民に対し外出の自粛、人との接触等感染対策の協力をお願いする指標とする。</p> <p>②は、感染経路を特定し、濃厚接触者を囲い込むためのクラスター対策が有効に働くための基準であり、クラスター対策の人員の充足をはかる指標とする。</p> <p>③は、検査件数の必要性を示す基準であり、7.5%を超えた場合には、PCR 検査数を増加させるために、新たな PCR 検査センターの増設や、検査のため の人員の増加を行う指標とする。</p> <p>④は、医療のひっ迫を示す基準であり、基準を超えた場合には、重症患者用のベッドの増床を各医療機関に依頼し、府はその支援を行う指標とする。</p> <p>これらの指標の基準は、感染流行の状況と医療の状況によって、適宜変更して行く予定である。</p>

委員	意見
<p>掛屋副座長</p>	<p>新型コロナウイルス感染症モニタリング指標として、①新規陽性者におけるリンク不明者の前週同曜日増加比、②新規陽性者におけるリンク不明者数、③確定診断検査における陽性率の指標すべてを満たすことを警戒信号の点灯・消灯の基準とする案は、客観的な指標として有用と考える。</p> <p>また、④重症病床使用率に関しては、現在重症患者数は限られており、府下全体の重症病床数は少し余裕がある状態です。流行状況に応じて、現実的な必要病床数を見直すことも救急医療の医療崩壊を防ぐ手段と考える。</p>
<p>砂川オブザーバー</p>	<p>要警戒（入口）と警戒解除（出口）の両方が分かるような指標の設定の仕方が望ましい。</p> <p>指標の中心となるデータとしては、これまでも用いられてきている「リンク不明」に関する情報（リンク不明者数、リンク不明者の割合など）、「陽性」に関する情報（陽性者数、陽性者数の割合）を用いることが基本になるのではないかと考える。ただ、このような指標の元になるデータについては世界でも提案や開発が進んでいることから、新しい指標データの適時の導入についても柔軟に含めていくことは有用である。</p> <p>上記の指標について、「リンク不明」を指標とすることの重要性の一つについては、「リンク不明」が否かは自ずと分かるものではなく、保健所が努力をして判明する情報であること、結果としてクラスターの検出と囲い込み⇒封じ込めにつながることから、単なる指標というより、介入の上での指標・目標にもなり得る点で極めて重要である。</p> <p>他に病床のひっ迫状況を示す指標も必要であると思うが、これには重症者の入院調整が適時に進んだ割合などを示せば良いかと思うが、動的な指標では算出が困難であるかもしれない。</p> <p>要警戒・警戒解除の指標となる数値については、その理由について説明出来るようにしておく方が良い。統計的な分析の結果でなくとも、こういう考えで切ったということについて、説明内容がある方が良い。追ってその指標の数値について評価をし、適宜改訂していけば良い。</p>

諸外国における「行動制限」解除基準

アメリカ	<p>*州・地域が満たすべき基準</p> <p>[症状] 直近14日間で、</p> <p>▼「インフルエンザに似た症状の報告数」、かつ「新型コロナウイルス感染症に類似する症状の患者数」の両方のトラジェクトリーが共に減少傾向にあること</p> <p>[症例] 直近14日間で、</p> <p>▼「確認された症例」、または「検査総数に対する陽性の検査件数」、どちらかのトラジェクトリーが減少傾向にあること</p> <p>[医療]</p> <p>▼「危機対応なしで全ての患者が手当てされ」、かつ「感染リスクのある医療従事者のための抗体検査を含む検査環境が整っていること」</p>
米・ニューヨーク州	▼実効再生産数「1.1」未満 ▼病院の収容能力「70%」未満 ▼感染者数が「2週間以上」連続減少
EU	▼実効再生産数「1」未満 ▼ICU(集中治療室)の確保など ▼PCR検査体制の拡大など
ドイツ	▼実効再生産数「1」未満
イタリア	▼新規感染者数・現在の感染者数・ICU使用率の減少 ▼実効再生産数「1」未満
フランス	▼感染者1日「3000人」以内で安定 ▼入院患者数と集中治療室の患者の減少
イギリス	▼国民保健サービス(NHS)が事態に対応できること ▼日別の死者数が「継続かつ一貫して」減り続けること ▼検査と個人用防護具(PPE)の供給量が今後の需要に確実に満たえられること ▼どの緩和措置も2度目の感染ピークの原因とならないこと
シンガポール	▼感染拡大の顕著な減少 *平均新規感染者数は半分以下に減少中(先々週25人、先週12人)
韓国	▼新規感染者数の減少

外出自粛、イベントの開催自粛、施設の使用制限についての本市の対応

1. 経過

- ・ 国 4月7日 政府対策本部にて5月6日までを期間とする緊急事態宣言発令
基本的対処方針の決定
- ・ 府 4月7日 府緊急事態措置として「外出の自粛」「イベントの開催自粛」要請
- ・ 市 4月8日 第8回対策本部会議を開催し、府の要請内容を踏まえ本市方針決定
- ・ 府 4月13日 府緊急事態措置の追加「施設の使用制限」の要請
- ・ 市 4月13日 第9回本部会議において府の要請内容周知
- ・ 国 4月16日 緊急事態宣言の対象を全都道府県に拡大
- ・ 国 5月4日 政府緊急事態宣言の期限を5月31日まで延長
基本的対処方針の変更
- ・ 府 5月5日 5月7日以降の緊急事態措置の決定
- ・ 市 5月5日 第11回対策本部会議開催

2. 大阪府の緊急事態措置について (資料2参照)

- ① 区域：大阪府全域
- ② 期間：令和2年5月7日から5月31日まで
- ③ 実施の内容：「これまでの実施内容を継続」

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条「感染を防止するための協力要請」及び特措法第24条「都道府県対策本部長の権限」により、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、以下の対応を実施

● 外出の自粛の要請 (特措法第45条第1項)

府民に対し、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活の維持に必要な場合を除く、外出自粛を要請

● イベントの開催自粛の要請 (特措法第24条第9項)

イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請

● 施設の使用制限の要請等 (特措法第24条第9項)

多数の者が利用する施設の管理者等に対し、施設の使用制限等を要請。

- ・ 施設の使用制限等……休止、時間制限、適切な感染防止対策の協力

5月15日に、これまでの医療供給体制の状況等を踏まえ、緊急事態措置の一部緩和を検討。

3. 本市の府緊急事態措置への対応方針【これまでの取り組みを継続】

● 外出自粛要請への対応

○医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として居宅から外出しないことを市民へ周知する

※生活の維持に必要な場合でも感染防止策を講じた上で、必要最小限の人数での活動が前提

○特に、密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が重なる場、いわゆる「3つの密」がより濃厚に重なる夜の繁華街への外出自粛を強く要請

● イベントの開催自粛要請への対応

○イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を市民へ周知する

【自粛を要請する内容】

○開催規模：大小を問わない

○場所：屋内、屋外を問わない

○種類・内容：生活の維持に必要なものを除く全てのイベント

● 施設の使用制限への対応

○市有施設の休館（不特定多数が集まる集客施設は2月後半より原則閉館）
緊急事態措置として次の施設も閉館の対象とする。

◆貸館・貸会議室 ◆体育館、競技場

◆公園にある体育館・テニスコート等の施設（公園自休は開園）

○民間施設(休業要請)への要請に関しては、大阪府と連携して対応を図る。

※5月5日の第15回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議において、緊急事態措置の実施内容の継続を示すとともに、今後、緊急事態措置を解除していくための考え方や指標を提示した。

5月15日以降の対応は、府の方針を踏まえて改めて検討する。

【緊急事態措置を実施すべき期間】 令和2年5月31日まで
 【対象地域】 全都道府県（大阪府を含む13都道府県は「特定警戒都道府県」とする）

	特定警戒都道府県 （大阪府を含む13都道府県）	それ以外の都道府県
外出自粛	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」をめざし、<u>外出自粛要請を実施</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の帰省や旅行など都道府県を越えた移動を極力避ける 繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛
イベント開催	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き開催自粛要請を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 比較的少人数のイベントは感染防止策を講じた上で適切に対応
施設使用制限（休業）要請	<ul style="list-style-type: none"> <u>感染の拡大につながる恐れのある施設の使用制限の要請を行う</u> <u>地域におけるまん延状況等に応じ、都道府県知事が適切に判断</u> 博物館、美術館、図書館などは、感染防止策を講じることを前提に開放検討 	<ul style="list-style-type: none"> クラスターが多数発生しているような施設等は使用制限要請を検討 それ以外の施設は感染防止対策の徹底を強く求める
職場への出勤	<ul style="list-style-type: none"> 「出勤者数7割削減」をめざし、在宅勤務やローテーション勤務等を強力に推進 出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等を強力に推進 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅勤務や時差出勤、自転車通勤等を推進
学校の臨時休業	<ul style="list-style-type: none"> 地域の感染状況に応じ、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開する環境をつくる 	

○公園の利用方法について

公園での密を避けるため、以下のルールを守っていただくよう市民に要請する

【利用時間】

- ・ 公園の利用時間は1時間以内に抑える

【基本的利用方法】

- ・ 極力少人数で利用する
- ・ 多人数での運動や活動は自粛する
- ・ 多人数での飲食は自粛する

【心身の健康維持のための適度な運動などをする場合の利用方法】

- ・ 朝夕はウォーキング・ジョギングが比較的集中するため、空いている時間帯に利用
- ・ ジョギングをする場合はマスクを着用し、適度な間隔をあけて利用

【公園駐車場及び複合遊具の利用について】

- ・ 当面の間、公園駐車場の閉鎖及び複合遊具の利用禁止は継続する

感染防止の啓発について

緊急事態宣言の期間の延長を受けて、感染防止の啓発の一環として実施している防災無線による広報及び、区役所広報車による広報宣伝について次のとおり見直すこととします。

<防災スピーカー>

○ 放送時間

11時 16時の1日2回とする。(現行9時、13時、17時の1日3回)

○ 放送内容

「こちらは堺市です。緊急事態宣言の期間が延長されました。引き続き外出を控え、人との接触を避けましょう。」

<広報車>

○ 放送内容

「こちらは堺市です。緊急事態宣言が延長されました。買い物は回数を控え、少人数で行きましょう。公園の長時間利用、大人数での運動や活動は控えましょう。」

堺市立学校園の臨時休業措置期間の延長について

本市立学校園については、5月10日（日）までの間、臨時休業措置を継続しているが、5月4日（月）に国の緊急事態宣言の期間延長が発令されたことを踏まえ、下記のとおり、引き続き臨時休業措置を延長するものとする。

記

1. 臨時休業措置を延長する期間

令和2年5月11日（月）から令和2年5月31日（日）まで

2. 対象学校園

市立全学校園 148 校園

（内訳）	幼稚園	9 園
	小学校	92 校
	中学校	43 校
	支援学校	3 校（本校 2 校、分校 1 校）
	高等学校	1 校（全日制の課程、定時制の課程）

3. その他

休業期間中の登校日の設定や幼児児童生徒の受入れ等については、後日お知らせする。

新型コロナウイルス感染症対策中における避難所の対応について(案)

1. 背景

令和2年4月、内閣府から「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」通知があり、緊急事態宣言下における避難所開設時の感染症対策について、可能な限り多くの避難所を開設するなど万全を期すことが示された。また、昨年11月大阪府が西除川・東除川の想定最大降雨による洪水浸水想定の見直しを行い、避難対象範囲が拡大した為、発災時の避難者増加が見込まれる。

2. 現状と課題

風水害や地震における被害想定では、避難者一人当たりの必要面積を1.6㎡で計算しているが、新型コロナウイルスによる感染を防止するためには3つの密を避けるために必要な避難スペースの確保が喫緊の課題である。

3. 対応方針

1)ハード対策

①避難者一人当たりの避難スペースについて

国が推奨する「避難所における感染対策マニュアル」に記載されている事項等を参考に、避難者間の距離を十分に考慮した避難スペースを確保する。

②避難場所の確保

●風水害

避難者の状況に応じて避難所を順次追加していくことで避難スペースを確保する。

- ・地震時に開設する避難所を追加で開設する。※開設には施設管理者等の協力が必要
- ・指定避難所以外の公共施設（文化ホールや図書館等）を**二次的避難所**として開設する。
※二次的避難所とは：避難所における避難者の状況に応じて順に開設する避難所を言う。
- ・防災協定に基づきホテル協会の加盟ホテルに協力を得て避難者の受入を行う。

●地震

- ・上記の対応に加え、避難所が過密状態になることを防ぐため可能な場合は親戚や友人の家へ避難を検討していただくと共に「耐震性の高い建物の場合は自宅で避難する」など各戸のリスクに応じて適切に避難行動をとる「**在宅避難**」の考え方を市民の皆様に周知していく。

被害想定 (人)		開設 避難所数	施設の属性	収容可能人数(人)		
				体育館	教室	合計(人)
風水害	85,000	108	小学校等 (一部中学校)	29,000	58,000	<u>87,000</u>
地震	139,000	161	小中学校や一部高校 及び指定管理施設	82,000	80,000	<u>162,000</u>

※参考：過去の災害（風水害）における**最大避難者数の値は、平成30年台風24号における1,200人**である。

③避難者の移送方法

避難所における過密を防ぐために、指定避難所から二次的避難所への移送のほか、指定避難所間における避難者の移送について、防災協定に基づき大阪バス協会加盟バス会社の協力により行う。

2)ソフト対策

①避難所における衛生環境の確保に係る備蓄拡充

マスク、消毒液、体温計、家庭用塩素系漂白剤などを配備する。

②避難所運営マニュアル等の改定

避難所開設時の検温・マスク配布（※感染評価用紙で避難者の健康状態把握⇒トリアージ）を行う。感染者は事前に把握しており医療機関で避難する。感染不明でも何らかの症状が確認される方は施設内隔離で対応する。各避難所へ保健師を巡回する。など詳細の検討を行っていく。

新型コロナウイルス感染症への対応時における避難所開設について(シミュレーション)

1. 発生する状況と対応

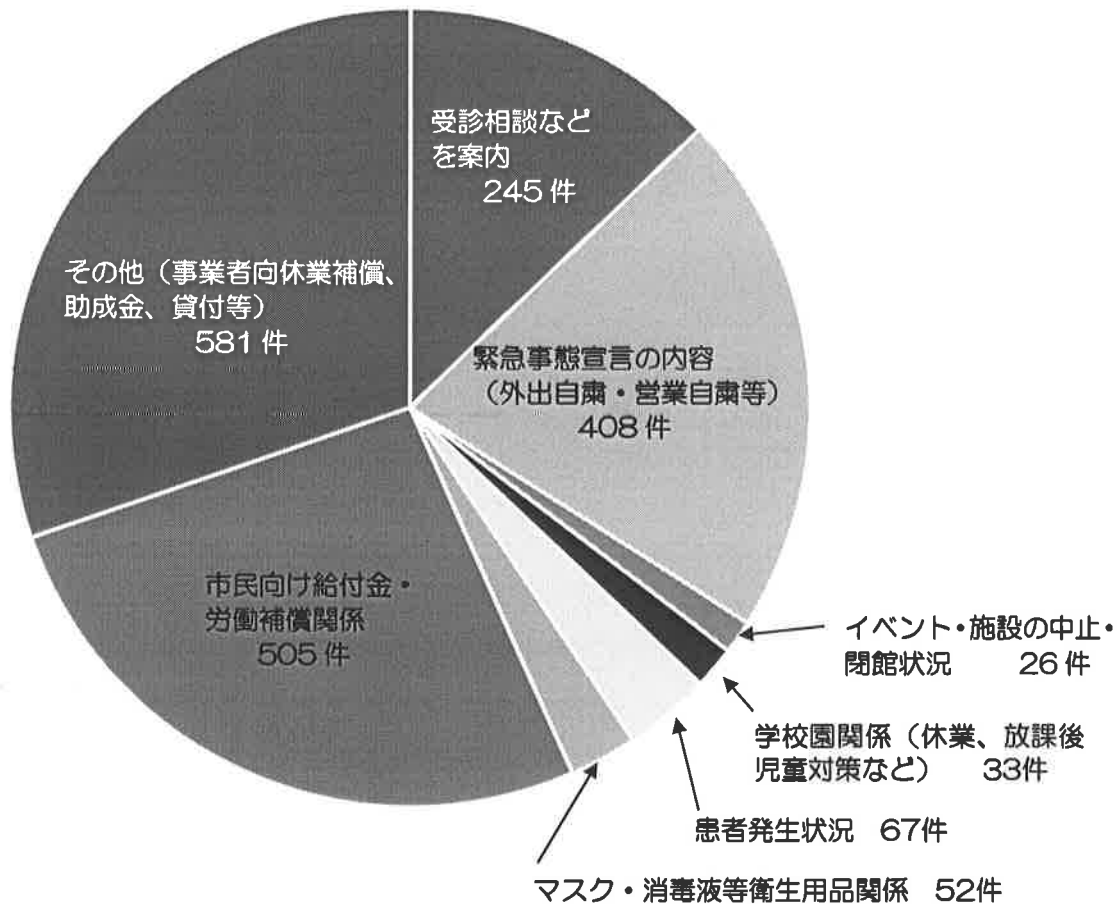
時間 (経過)	事象	地震			風水害		
		平常時 業務 時間中	時間外	テレワーク実施時 業務 時間中	平常時 業務 時間中	時間外	テレワーク実施時 業務 時間中
—	災害発生状況の把握と開設判断	震度6以上で自動開設					
0.5時間	避難所開設の指示伝達方法	職員招集システムで通知			所属長が各職員に口頭で指示		
	避難所へ出発	職場 → 避難所へ	自宅 → 避難所へ	職場・自宅 → 避難所	職場 → 避難所へ	職場・自宅 → 避難所	職員招集システムで通知 自宅 → 避難所へ
1時間	避難所開設	地震時選定職員以外は区役所へ参集					
1.5時間		開設			開設		
3時間	直近参集職員配置	各区役所から避難所へ順次職員を配置			受付開始		
4時間		<p>避難者数把握 (※避難所での過密が発生する場合は)</p> <p style="text-align: center;">→</p> <p>隣接避難所への分散避難等による3室を回避する</p> <p style="text-align: center;">→</p> <p>地震時の指定避難所や二次的避難所を順次開設</p>					

※テレワーク実施時には、各局各区で既に設定している災害時のBCPと異なり、避難所開設と通常業務を同時に実施していく必要がある。このため各局各区は業務を継続できるよう、適宜在宅勤務者を出勤させる等の対応が必要となることを危機管理室より文書で通知する。

堺市緊急事態措置コールセンターへの市民等からの問い合わせについて

- 集計期間：令和2年4月8日から5月4日
 平日 午前9時～午後8時
 土、日・祝日 午前9時～午後5時30分
 ※4月8日は、午後3時～午後8時

- 問合せ受付件数：1,810件（対応件数：1,917件）



■主な問合せ（対応）内容

- ・新型コロナ受診相談センターの電話が話し中で繋がらない
- ・従業員が感染した場合の対応を知りたい
- ・休業要請に従わない事業所について
- ・子ども達が公園で遊んでいる
- ・国のマスク配布はいつ届くのか
- ・特別定額給付金の申請書はいつ届くのか
- ・特別定額給付金の支給はいつ頃になるのか
- ・特別定額給付金のオンライン申請について
- ・持続化給付金、雇用関係助成金の申請について
- ・府の休業補償について

第14回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議

日時 令和2年5月2日(土) 16時00分～

場所 本館5階 正庁の間

次 第

議 題

(1) 大阪の感染拡大の状況等について

①大阪の感染状況【資料1-1】

②緊急事態宣言前後の人口増減状況について【資料1-2】

③新型コロナウイルス感染症による影響調査(府民アンケート)～行動変容～

【資料1-3】

(2) 5月7日以降の緊急事態措置の概要(案)について【資料2】

(3) 感染拡大の警戒水域の判断基準について

①感染拡大と医療提供体制について【資料3】

(4) その他

①宿泊施設の状況(軽症者等の宿泊施設の入所状況、医療従事者向け宿泊施設の応募状況)【資料4】

大阪府新型コロナウイルス対策本部会議 名簿

〈本部員〉

知事

副知事

副首都推進局長

危機管理監

政策企画部長

報道監

総務部長

財務部長

スマートシティ戦略部長

府民文化部長

IR推進局長

福祉部長

健康医療部長

商工労働部長

環境農林水産部長

都市整備部長

住宅まちづくり部長

教育長

府警本部長

〈オブザーバー〉

(地独) 大阪健康安全基盤研究所 公衆衛生部長

大阪市健康局首席医務監

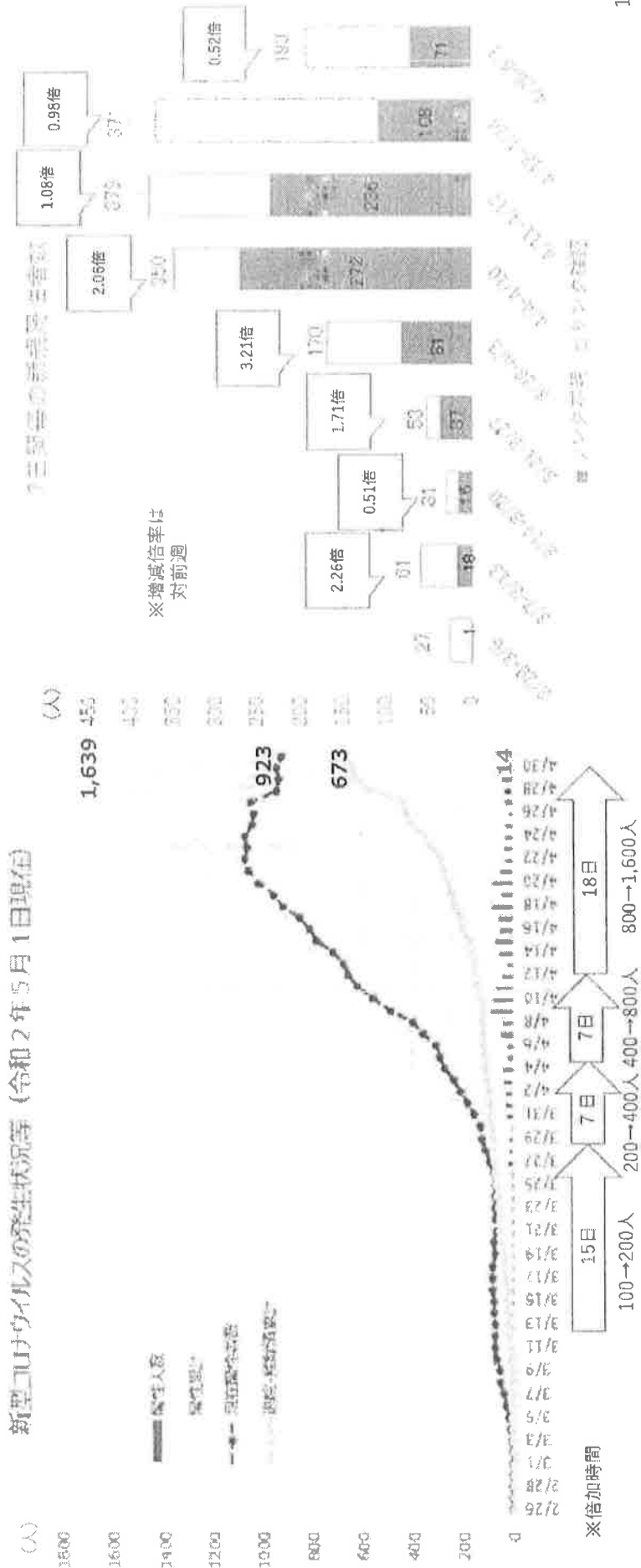
大阪の感染状況

5月2日 健康医療部

陽性者数の推移

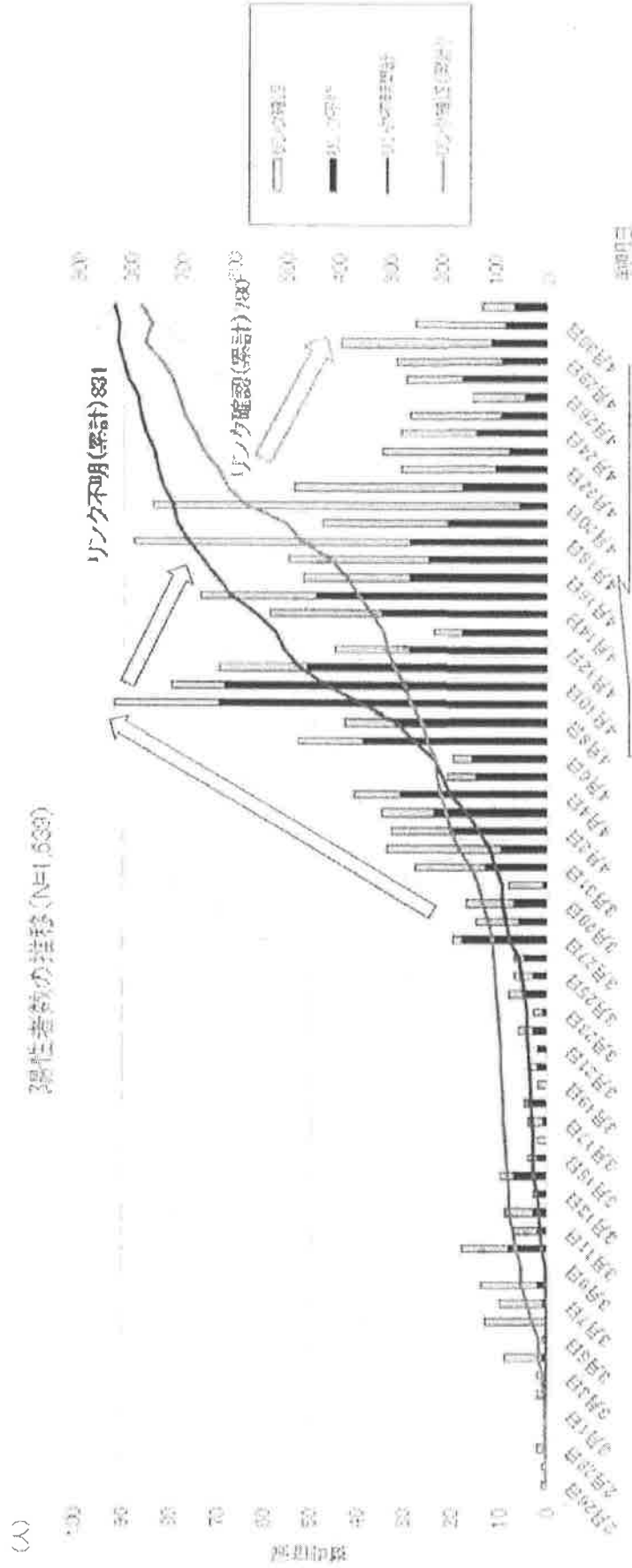
- ◆大阪府内の新型コロナウイルス感染症の陽性者数は、5月1日時点で累計1,639人。
- ◆7日毎の新規陽性者数は、4月7日の緊急事態宣言後の週（4/11-4/17）と比較し、半減。感染源（リンク）が分からない感染患者も同週と比較し、約1/4まで減少しているが、増加スピードに比べて減少スピードが緩やかで、3月末時点までは減少していない。

※ウイルスの潜伏期間は14日程度であることから、緊急事態措置の取組みによる効果は2週間程度で出現



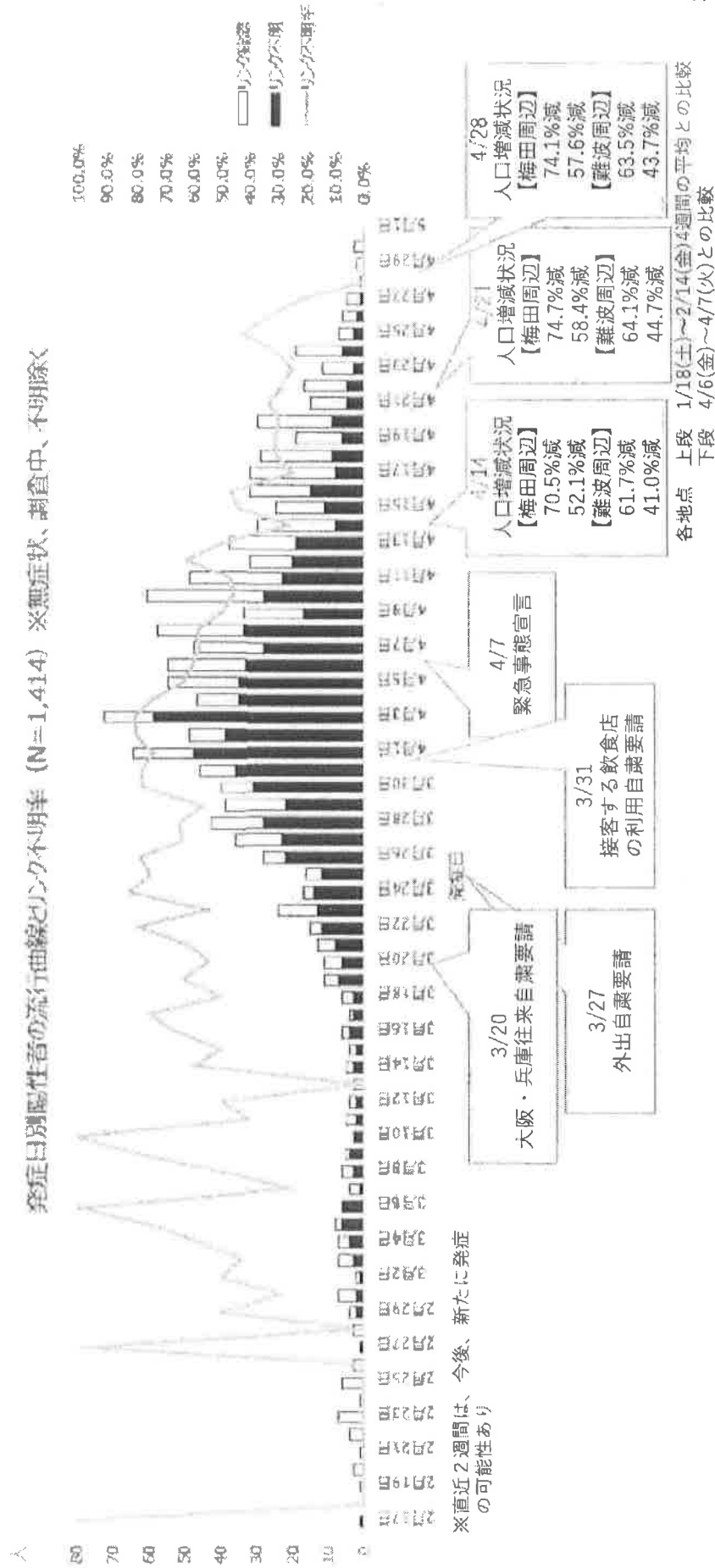
リンク確認有無別 ※判明日別

- ◆ 感染源（リンク）が分からない感染者数累計は、4月6日にリンクが確認できる感染者数累計を上回って以降、その差が拡大。
4月17日をピークにその差は縮小しているが、感染拡大の速度に比べ、感染者数が減少する速度は緩やか。



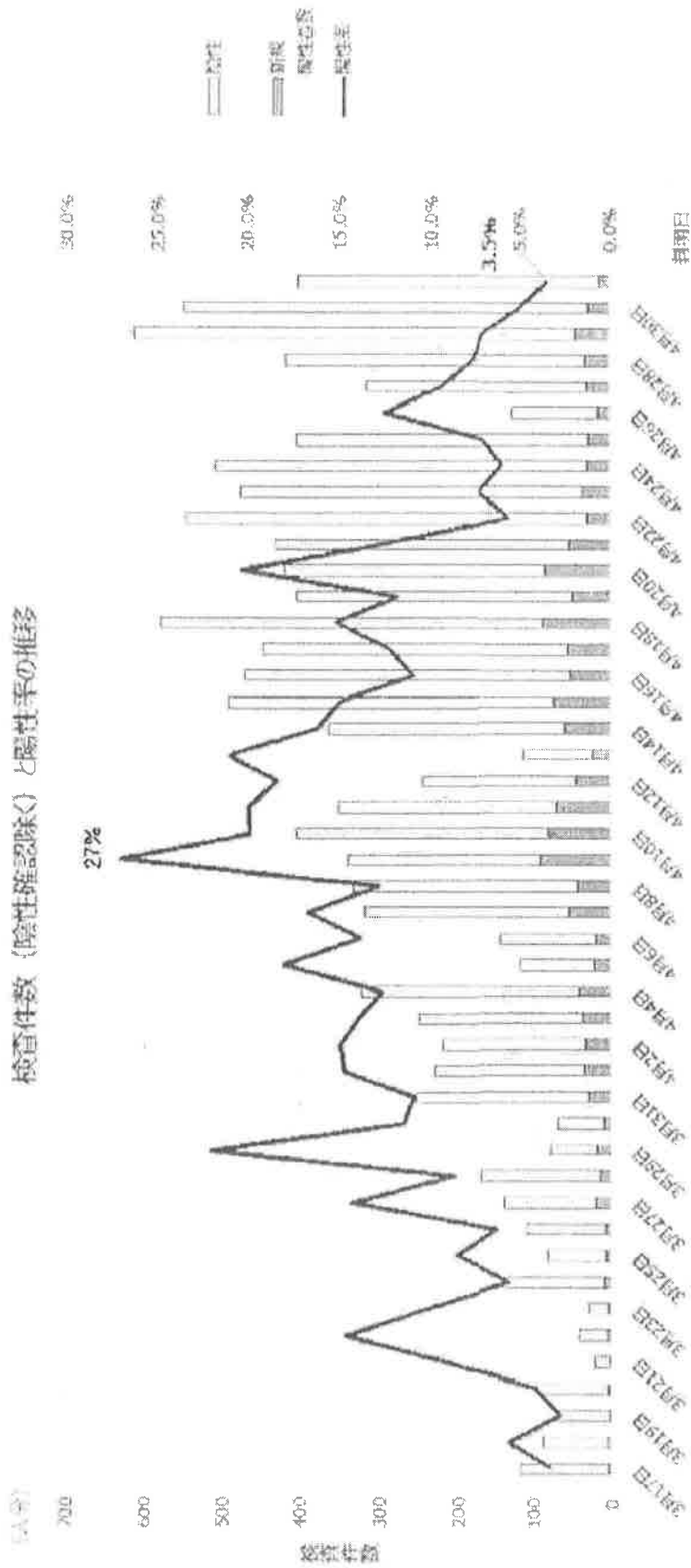
リンク確認有無別 ※発症日別

◆発症日別陽性者数では、4月3日をピークに減少。陽性者に占めるリンク不明率も減少。



陽性率の推移

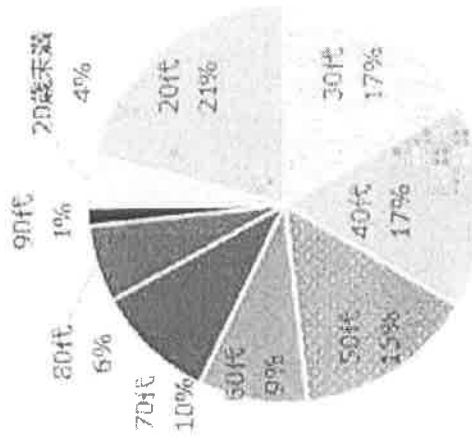
◆検査件数（退院のための陰性確認の検査を除く）に占める陽性者の割合（陽性率）は、4月9日に27%と
なつて以降減少傾向にあるが、3月中旬レベル。



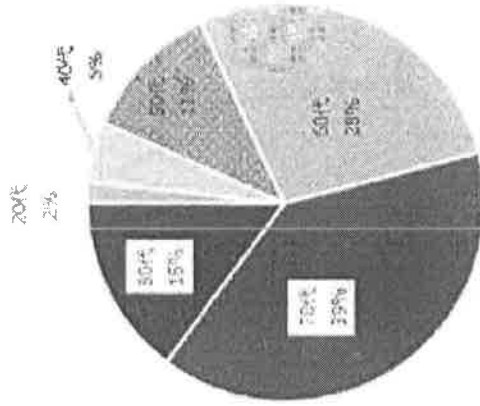
陽性者の傾向（年代別・症状別）

- ◆ 陽性者の年齢区分は、20代～50代が多い。一方、重症者に限ると、60代、70代が多い。
- ◆ 陽性者の年齢別の症状として、60代～80代は、他の年齢層と比べ、重症化する割合が高く、70代以上は死亡割合が高い。

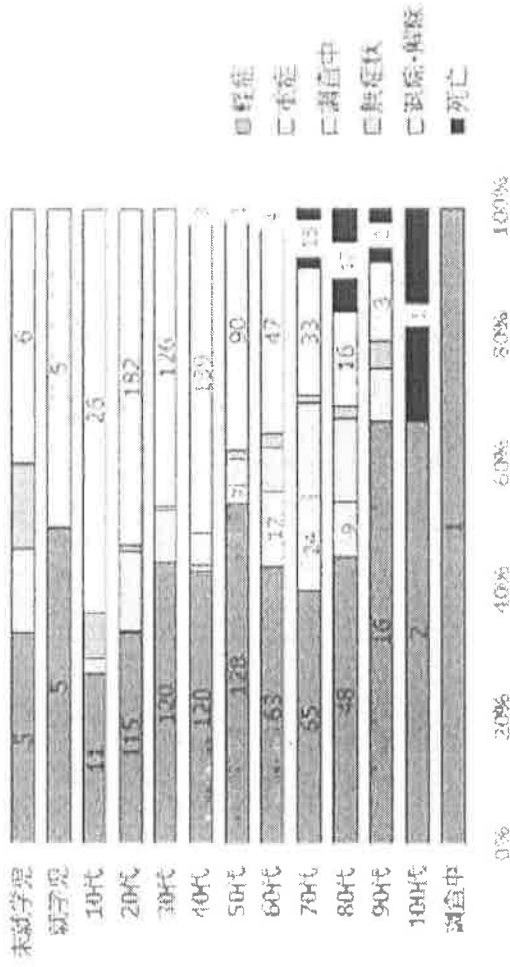
陽性者の年齢区分（N=1,639）



重症者の年齢区分(N=61)



陽性者の年齢別の病状（N=1,639）



（参考）大阪府 年齢別推計人口
 20歳未満17%、20代11%、30代12%、
 40代15%、50代13%、60代11%、
 70代13%、80代以上8%

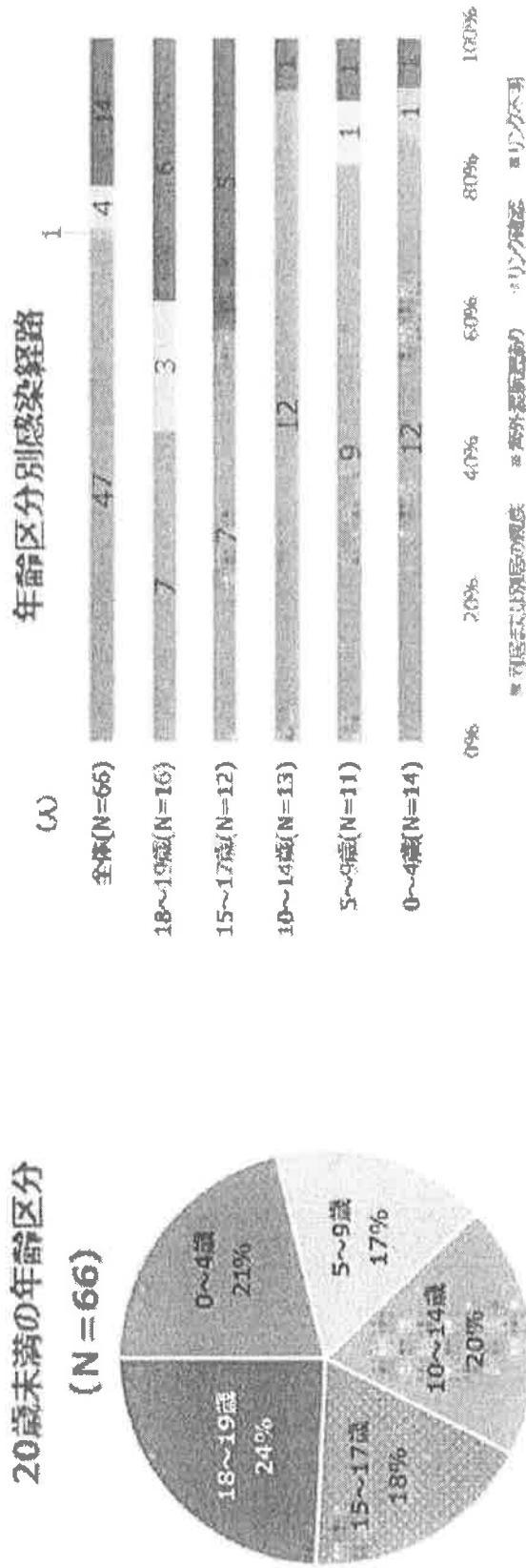
※重症…気管挿管を実施した場合
 ICUに入室した場合
 人工呼吸器管理が必要な場合
 ECMOを開始している場合

累計陽性者の症状別内訳

累計陽性者数	入院・入院調整中・自宅療養・宿泊療養			府外	死亡者数 D	死亡率 D/A	退院解除
	A	軽症・中等症 C	重症化率 C/B				
1,639	913	61	6.7%	3	43	2.6%	673

20歳未満の感染状況

◆ 20歳未満の感染経路は、同居家族または別居親族からが47人と全体の7割を占めている。

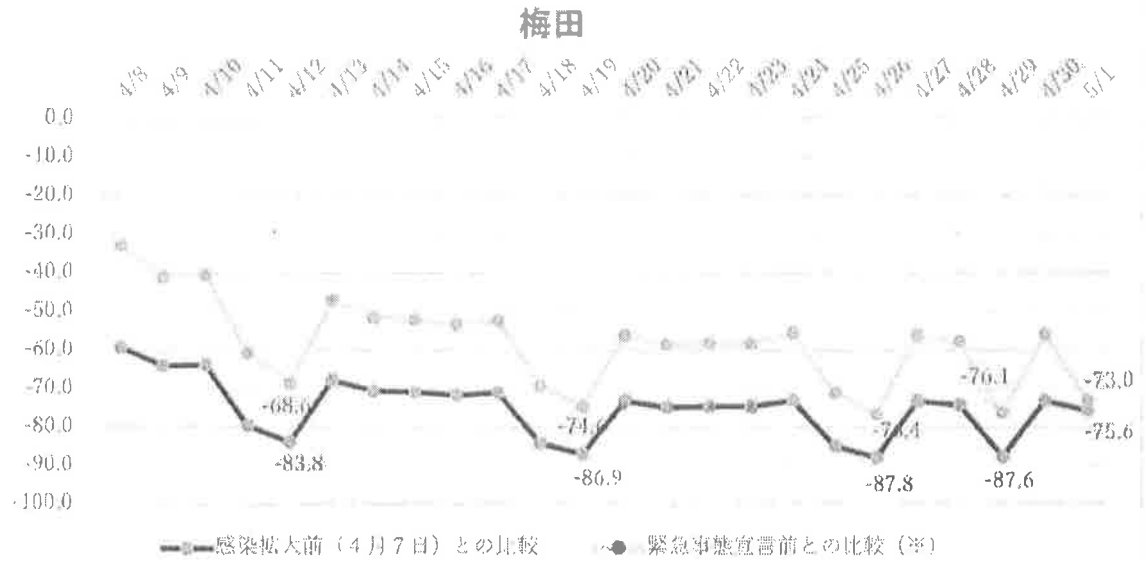


(参考) 富山市内小学校における感染事例 (富山市福祉保健部保健予防課ホームページより抜粋)

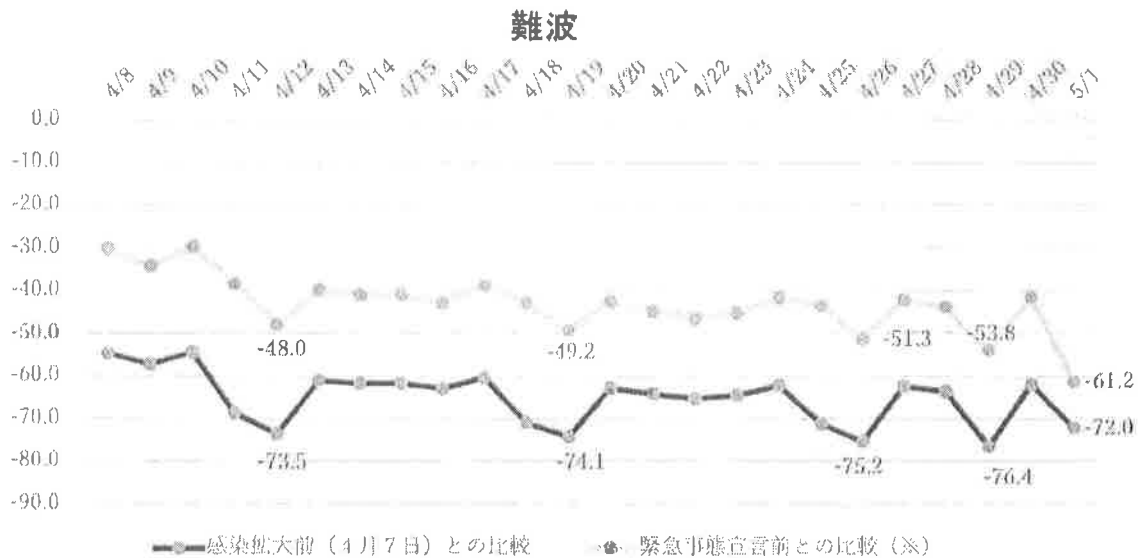
- ・4月15日：小学生の感染が判明 (同居家族からの感染)
- ・4月21日：濃厚接触者である小学生3名及び教員1名の感染が判明

緊急事態宣言前後の人口増減状況について

(出典：NTTドコモ「モバイル空間設計」分析レポート)



梅田については、平日で、感染拡大前との比較で7割程度の減少



難波については、平日で、感染拡大前との比較で6割程度の減少

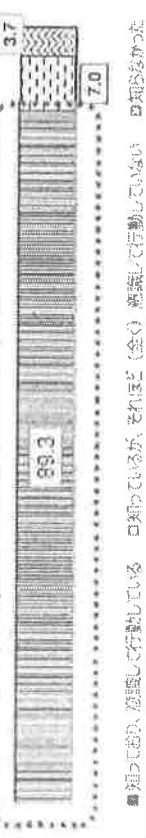
※ 4月12日までは、2019年11月平均との比較。

4月13日以降は、2020年1月18日（土）～2月14日（金）4週間の平均との比較。

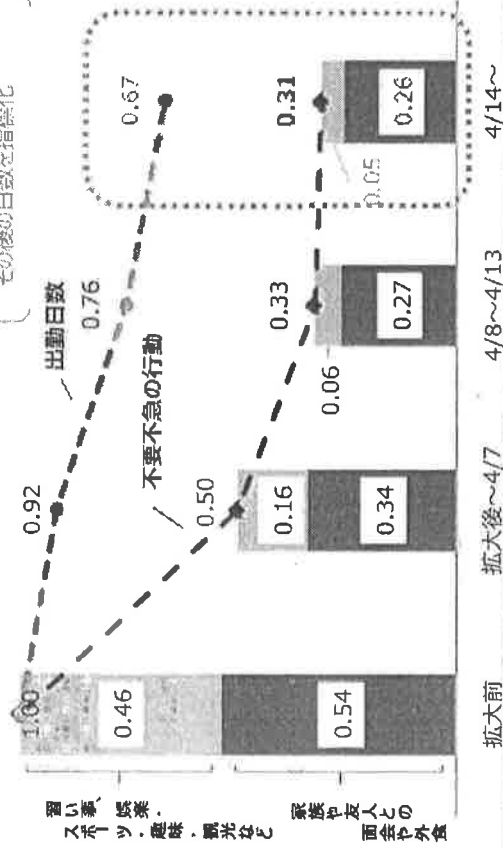
■ 調査概要

- ・ 回答数：大阪府民3,000名（民間調査会社のインターネットアンケートモニターにより実施）
- ・ 調査期間：4月27日～28日（匿名回答）

■ 感染拡大防止に向けて、避けるべき「3つの密」をご存知ですか。（%）

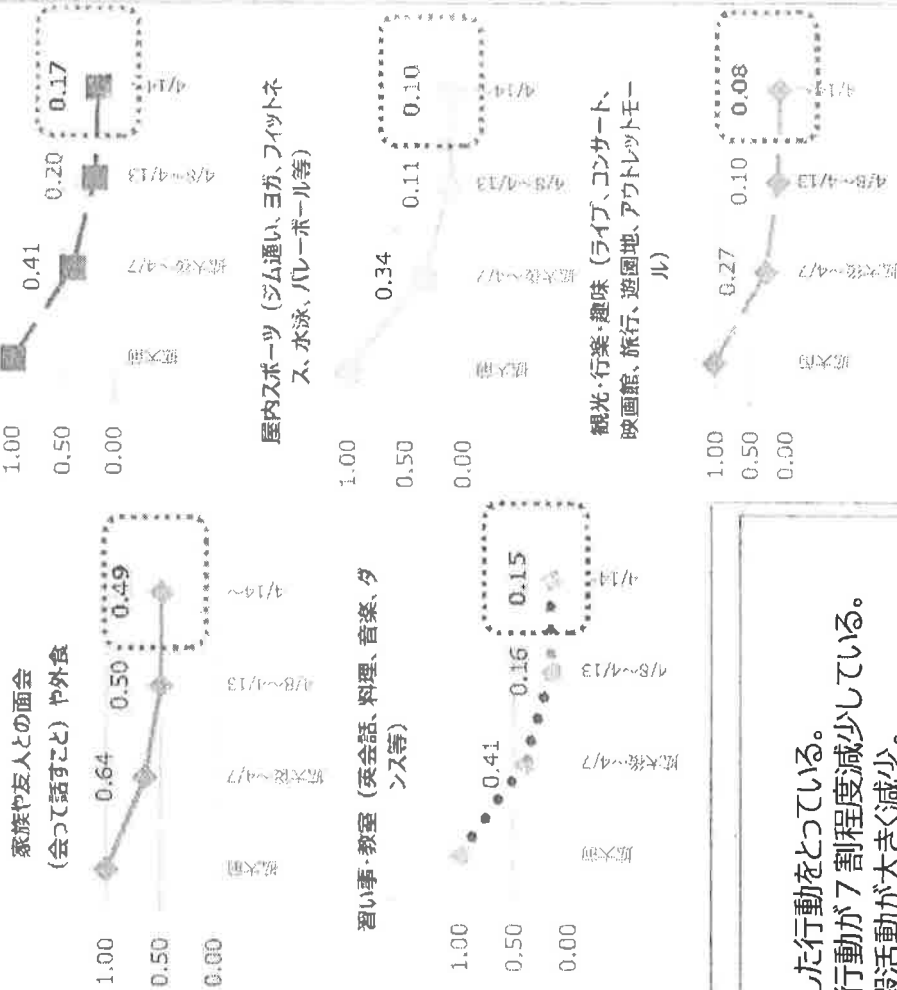


- 新型コロナウイルス感染症による余暇などの行動への影響について、1週間は何回程度行動していたかお答えください。
- 1週間の出勤日数をお答えください。



■ 行動別の詳細

※拡大前の行動日数を1として、その後の日数を指標化



◆ 要約

- 「3つの密」については、ほぼ全ての府民が知っており、うち9割が意識した行動をとっている。
- 新型コロナウイルス拡大に伴い、出勤日数が3割程度、不要不急の行動が7割程度減少している。
- 不要不急の行動のうち、習い事・娯楽・スポーツ・趣味・観光等の余暇活動が大きく減少。

5月7日以降の大阪府緊急事態措置の概要（案）

資料一-2

① 区域 大阪府全域

② 期間 令和2年5月7日から「緊急事態宣言の期間終了」まで

※5月15日に、これまでの医療提供体制の状況等を踏まえ、緊急事態措置の一部緩和を検討。

③ 実施内容（現在の実施内容を継続）

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条「感染を防止するための協力要請」及び特措法第24条「都道府県対策本部長の権限」により、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、以下の対応を実施。

● 外出自粛の要請（特措法第45条第1項）

府民に対し、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活の維持に必要な場合を除き、外出自粛を要請。

● イベントの開催自粛の要請（特措法第24条第9項）

イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請。

● 施設の使用制限の要請等（特措法第24条第9項）

多数の者が利用する施設の管理者等に対し、施設の使用制限等を要請。

※緊急事態措置の内容は、政府の緊急事態宣言の内容を踏まえ変更

外出自粛要請 (特措法第45条第1項)

- ▶ 府民に対し、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として自宅から外出しないことを要請。
- ▶ 特に、密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が重なる場、いわゆる「3つの密」がより濃厚に重なる夜の繁華街への外出自粛を強く要請。

【生活の維持に必要な場合 (例)】

※感染防止策を講じた上で、必要最小限の人数での活動が前提

- 物資調達・・・食料・医薬品・生活必需品の買い出し
- 健康維持・・・医療機関への通院、屋外での運動・散歩
- 仕事・・・職場への出勤
⇒ただし、在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の取組みを強く要請。
感染防止のための取組みと「3つの密」を避ける行動を強く要請。
- その他・・・銀行、役所など

イベントの開催自粛要請（特措法第24条第9項）

▶ イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請。

【自粛を要請する内容】

○開催規模：大小を問わない

○場所：屋内、屋外を問わない

○種類・内容：生活の維持に必要なものを除く全てのイベント

（具体例）

祭礼・地域行事、文化的イベント（コンサート、演劇、発表会等）、
催事（物産展、展示会、販売促進会、フリーマーケット等）、式典、講演会・研修会、スポーツ行事 等

※ただし、公営住宅の入居説明会・抽選会、事業者を対象とした小規模の研修会等、生活の維持に必要なものについては、感染拡大防止策を講じた上での実施を要請

施設の使用制限の要請等 (特措法第24条第9項)

▶ 多数の者が利用する施設の管理者等に対し、施設の使用制限等を要請。

【実施内容】

- 1 **基本的に休止を要請しない施設【社会生活を維持する上で必要な施設、社会福祉施設等】**
⇒ 適切な感染防止対策の協力を要請 (特措法第24条第9項)
 - 2 **基本的に休止を要請する施設**
- (1) -1 **特措法による要請を行う施設【遊興施設、劇場等、集会・展示施設、運動・遊技施設、文教施設】**
⇒ 施設の使用制限等の要請 (特措法第24条第9項)
⇒ 応じない場合、特措法第45条第2項・第3項による個別の要請・指示も検討 (施設名を公表)
 - (1) -2 **特措法による要請を行う施設 (床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設)**
【**大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設**】
⇒ 施設の使用制限等の要請 (特措法第24条第9項)
⇒ 応じない場合、特措法第45条第2項・第3項による個別の要請・指示も検討 (施設名を公表)
 - (2) **特措法によらない協力依頼を行う施設 (床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設)**
【**大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設**】
⇒ 特措法によらず、施設の使用制限等の協力を依頼

実施内容

1 基本的に休止を要請しない施設 ※適切な感染防止対策の協力を要請（特措法第24条第9項）

(1) 社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類	
医療施設	病院、診療所、薬局 等
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター、スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等 ※スーパーマーケット等については、別途、感染拡大防止に向けた協力を要請。
食事提供施設	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店 等（宅配・テークアウトサービスを含む。） ※但し、営業時間については、午前5時～午後8時の間の営業を要請し、酒類の提供は午後7時までとすることを要請。（宅配・テークアウトサービスは除く。）
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿 等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等） 等
工場等	工場、作業場 等
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等

※「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年4月16日改正）を踏まえた整理

(2) 社会福祉施設等

施設の種類	
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ（学童保育）、介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設 ⇒通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り、利用の自粛を要請（特措法第24条第9項）

2 基本的に休止を要請する施設

(1) - 1 特措法による要請を行う施設

施設の種類	内 訳	要請内容
①遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、 ロードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、 個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等	施設の使用制限等の要請 (特措法第24条第9項) ⇒応じない場合、 特措法第45条第2項・第3項による 個別の要請・指示も検討 (施設名を公表)
②劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	
③集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場	
④運動施設、遊技施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、 マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場 等	
⑤文教施設	学校(大学等を除く。)	

(1) - 2 特措法による要請を行う施設(床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設)

施設の種類	内 訳	要請内容
①大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、 学習塾 等	施設の使用制限等の要請 (特措法第24条第9項) ⇒応じない場合、
②博物館等	博物館、美術館、図書館	
③ホテル又は旅館	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	特措法第45条第2項・第3項による 個別の要請・指示も検討 (施設名を公表)
④商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、 生活必需サービス以外のサービスの業を営む店舗	

(2) 特措法によらない協力依頼を行う施設（床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設）

施設の種別	内 訳	要請内容
①大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等	特措法によらず、施設の使用制限等の協力を依頼
②博物館等	<p>※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業</p> <p>博物館、美術館、図書館</p>	<p>⇒床面積の合計が1,000㎡超の施設に対する施設の使用停止要請（休業要請）の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼</p>
③ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
④商業施設	<p>生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗</p> <p>※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業</p>	

スーパーマーケット等における感染拡大防止に向けた協力の要請

【要請内容】

1 事業者に対する要請

- 妊婦・高齢者・障がい者・ヘルプマークを付けた方が優先的に入店できる時間帯(1時間程度)の設定
- レジの行列で並ぶ位置の指定
- 曜日・時間帯による特売やポイントアップのできる限りのとりやめ
- 利用客同士の距離が2m程度を保てないなど、混雑時の入場制限を実施

2 府民に対する要請

- 家族連れを避け、必要最小限度の人数で買い物に行くこと
- 入店の際は、マスクの着用など咳エチケットに留意すること

(参考)

「適切な感染防止対策」についての取組例

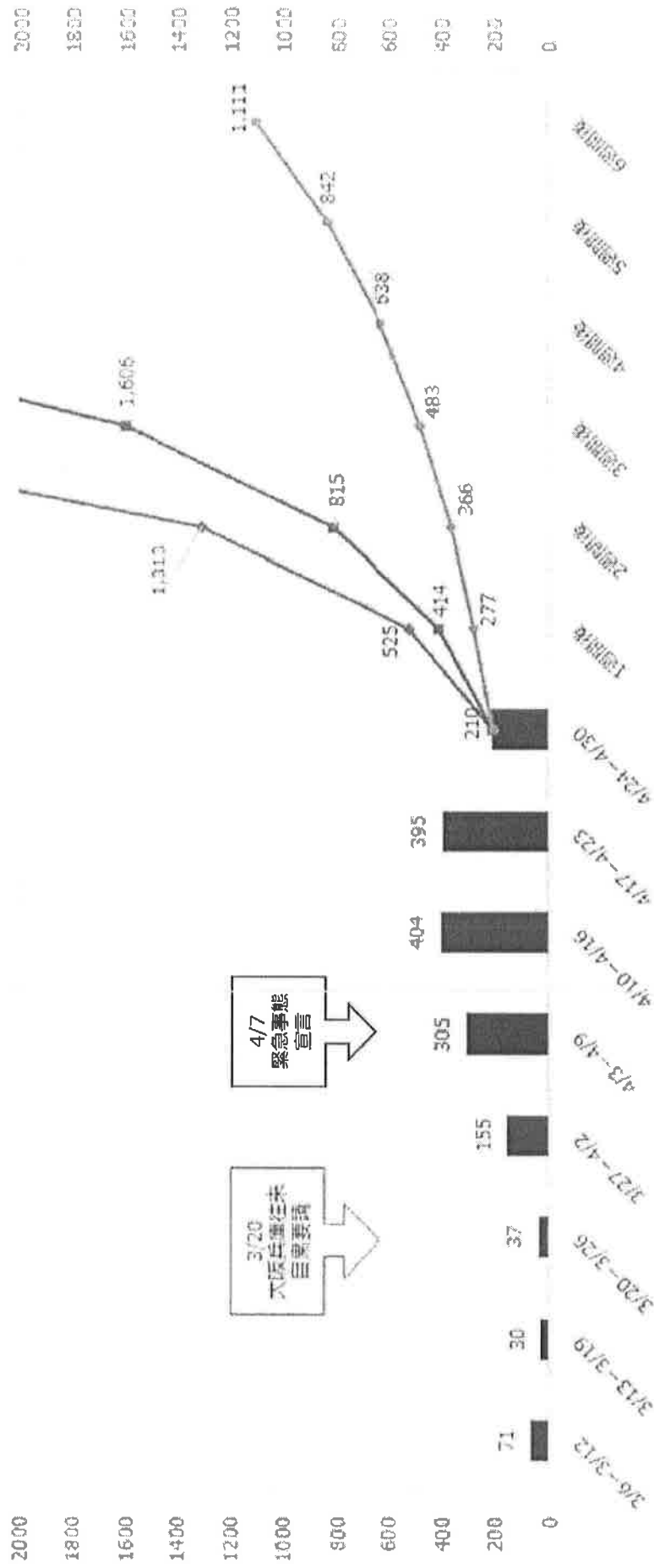
目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への 入場防止	<ul style="list-style-type: none">・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止・来場者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来場者の入場を制限・来場者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保
3つの「密」 (密閉・密集・密接) の防止	<ul style="list-style-type: none">・換気を行う（可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける）・密集する会議の中止（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用）・執務室の配置変更（座席間隔や同時利用の制限）・従業員（出入り業者を含む）のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行・来場者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行・店舗・事務所内の定期的な消毒・窓口業務等における工夫（仕切り等の設置）・ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自動車・徒歩等による出勤の推進）・従業員数の出勤数の制限（テレワーク等による在宅勤務の実施等）・出張の中止（電話会議やビデオ会議などを活用）
飛沫感染、接触感染 の防止	
稼働時における 感染の防止	

感染拡大と 医療提供体制について

5月2日 健康医療部

7日間毎の新規陽性者数と今後の試算

- ・緊急事態宣言による措置の効果により、新規陽性者数は減少傾向にある。
- ・今後措置を解除した際、新規陽性者数が増加に転じた場合の推移を試算
(厚生労働省新型コロナウイルス対策本部クラスター対策班の過去の試算、本府の実績の増加率を適用)

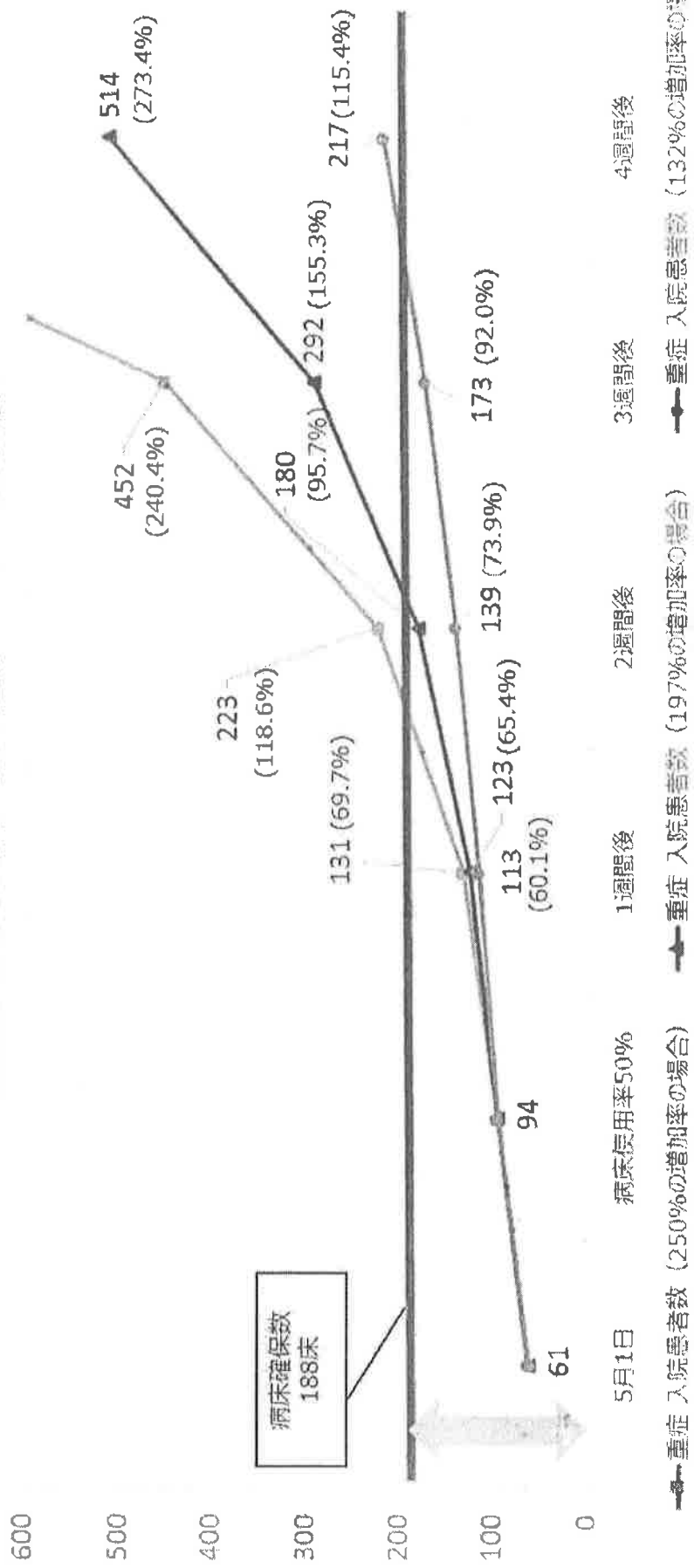


■ 大阪府の現状 新規陽性者数
 ◆ 増加率 250%の試算 新規陽性者数
 (4/1の厚生労働省クラスター対策班の試算を参考)
 □ 増加率 132%の試算 新規陽性者数
 (本府の4/10-4/16の前週比からの増加率を参考)

【重症】確保病床と入院患者数の推移（粗い試算）

増加率250%の試算では2週間を超えた段階で病床が不足する。

重症患者と必要病床数の推移 ※ () 内は病床使用率



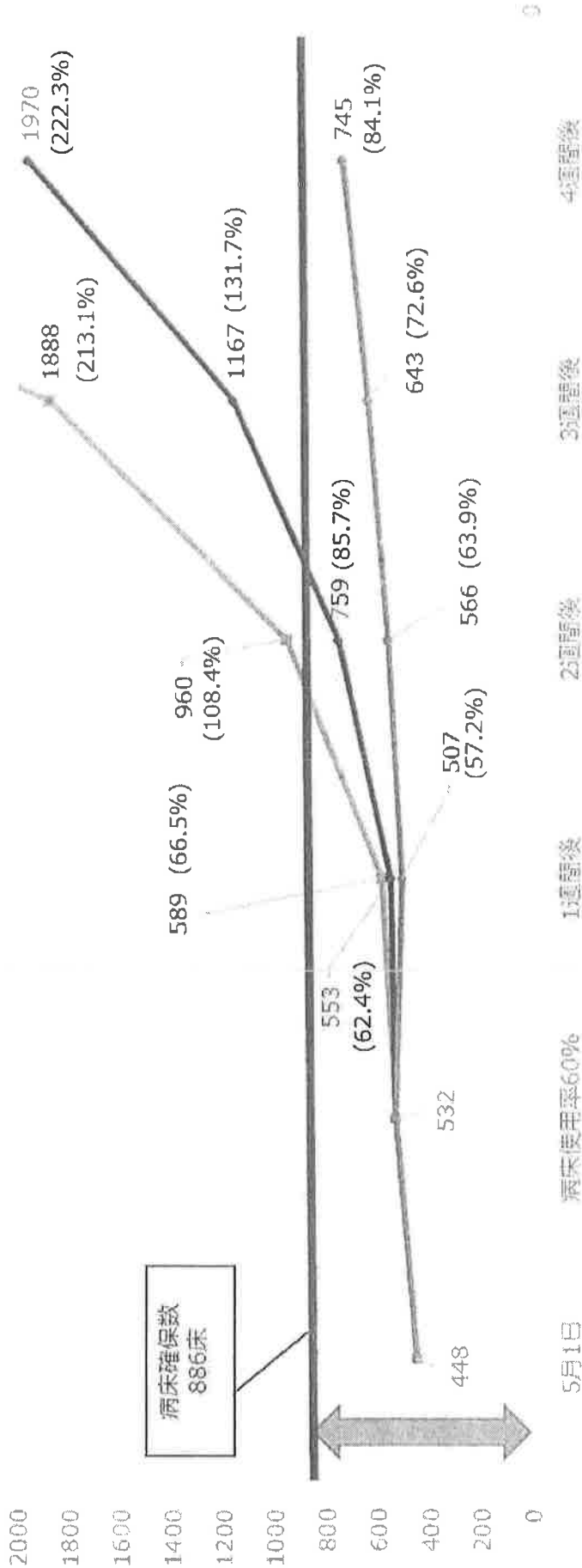
《入院患者数の試算条件》

- ◆ 病床使用率が50%の状態を発射台として、4月24日から4月30日の新規陽性者数210名を基準に以下の3パターンの増加率で設定
 - ① 250% (クラスター班の過去の試算を参考)
 - ② 197% (本府の4月初旬の実績を参考)
 - ③ 132% (本府の4月中旬の実績を参考)
- ◆ 患者の症状の内訳は、想定割合 (重症7%、中等症13%、軽症・無症状のうちハイリスク20%、その他80%) による
- ◆ 退院者は、2週前の発生者のうち8割を想定 (中等症・軽症・無症状者が退院)

【軽症・中等症】確保病床と入院患者数の推移（粗い試算）

増加率250%の試算では2週間を超えた段階で病床が不足する。

軽症・中等症及びハイリスク患者と必要病床数の推移 ※ () 内は病床使用率



《入院患者数の試算条件》

◆ 病床使用率が60%の状態を発射台として、4月24日から4月30日の新規陽性者数210名を基準に以下の3パターンの増加率で設定

① 250% (クラスター一班の過去の試算を参考) ② 197% (本府の4月初旬の実績を参考) ③ 132% (本府の4月中旬の実績を参考)

◆ 患者の症状の内訳は、想定割合 (重症7%、中等症13%、軽症・無症状のうちハイリスク20%、その他80%) による

◆ 退院者は、2週前の発生者のうち8割を想定 (中等症・軽症・無症状者が退院)

新型コロナウイルス患者受入病床にかかる 現在の病床使用率と警戒水域の考え方

○現在、大阪府が府内病院に確保要請している病床数（要請病床数）に対し、新型コロナウイルス陽性入院患者の割合（病床使用率）は、「重症」で32.4%、「軽症中等症」で43.9%となっている。現在の状況で推移すれば、安定的な入院医療の提供は可能。

	重症 (14病院)	軽症中等症 (53病院)	合計 ^{注1} (62病院)
要請病床数【A】 (令和2年5月1日)	188	886	1,074
入院者数 ^{注2} 【B】 (令和2年5月1日)	61	389	450
病床使用率 【A】/【B】	32.4%	43.9%	41.9%

ただし、緊急事態措置の解除により一旦患者数が拡大に転じた場合、早ければ2週間で病床が不足することも想定される。



医療崩壊を防ぐための「警戒水域（重症50%、軽症中等症60%）」の設定

注1：5病院は、重症病床と軽症中等症病床の両機能を有している。

注2：要請医療機関以外の医療機関（院内感染発生医療機関等）に入院している患者を含んでいる。

緊急事態措置を実施するにあたっての判断基準



患者増加率、リンク不明患者割合等の患者発生状況、さらには入院患者受け入れの病床使用率をメルクマールにすることについて今後検討

宿泊施設の状況

資料-4

危機管理室 防災企画課

軽症者等の宿泊施設の入所状況

R2.5.1現在

ホテル名	受入れ室数/総室数	現在入所者数	備考
1 スーパーホテル 大阪天然温泉	400/440 室	104 人	・スタッフ用 40室
2 大阪アカデミア	312/312 室	66 人	・スタッフは別棟
3 アパホテル 大阪肥後橋駅前	600/853 室	35 人	・医療従事者用 192室 ・スタッフ用 61室
合計	1,312/1,605 室	205 人	

医療従事者向け宿泊施設の応募状況 4/28～募集中

R2.5.1現在

施設数	客室数	割引料金
34 施設	1,640 室	概ね3,000～5,000円/泊 ・無償は3施設

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ませ
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 名刺交換はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

人との接触を8割減らす、10のポイント

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。

新型コロナウイルス感染症から、あなたと身近な人の命を守るよう、日常生活を見直してみよう。

<p>1 ビデオ通話で オンライン帰省</p> 	<p>2 スーパーは1人 または少人数で すいている時間に</p> 	<p>3 ジョギングは 少人数で 公園はすいた時間、 場所を選ぶ</p> 
<p>4 待てる買い物は 通販で</p> 	<p>5 飲み会は オンラインで</p> 	<p>6 診療は遠隔診療 定期受診は間隔を調整</p> 
<p>7 筋トレやヨガは 自宅で動画を活用</p> 	<p>8 飲食は 持ち帰り、 宅配も</p> 	<p>9 仕事は在宅勤務 通勤は医療・インフラ・ 物流など社会機能維持 のために</p> 
<p>10 会話は マスクをつけて</p> 		

3つの密を
避けましょう

1. 換気の悪い密閉空間
2. 多数が集まる密集場所
3. 間近で会話や発声をする密接場面

手洗い・
咳エチケット・
換気や、健康管理
も、同様に重要です。